

地域産業委員会 案件一覧

(令和7年6月23・24日開催分)

○付託議案審査 1件

部局	上 程 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	第92号議案 大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部改正について	1	清水 羽田特別出張所長

○補正予算案の説明 1件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
経済産業部	1	令和7年度一般会計補正予算（第2次）案について	1	石川 産業振興課長

○外郭団体の経営状況報告 4件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	一般財団法人国際都市おおた協会の経営状況報告について	1	井上 区民協働・多文化共生担当課長
	2	公益財団法人大田区スポーツ協会の経営状況報告について	2	大竹 スポーツ推進課長
	3	公益財団法人大田区文化振興協会の経営状況報告について	3	三上 文化芸術推進課長
経済産業部	4	公益財団法人大田区産業振興協会の経営状況報告について	1	石川 産業振興課長

○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	令和5・6年度大田区区民協働推進会議活動報告について	1	井上 区民協働・多文化共生担当課長
	2	令和7年度姉妹都市・友好都市等との国際交流について	2	
産業経済部	3	令和7年度「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援」事前申請受付開始について	1	高野 工業振興担当課長

第 92 号議案

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部改正について

1 改正の目的

区民の主体的な文化活動、生涯学習、地域産業との相互交流および連携を推進し、地域力の向上を図るとともに区民に憩いの場を提供することを目的として、大田区コミュニティセンター羽田旭（以下「センター」という。）を大田区羽田旭町 7 番 1 号に設置する。

2 改正案の要旨

(1) 施設構成

体育室、集会室、運動場

(2) 使用料

ア 体育室及び集会室（詳細は、別紙 1「新旧対照表（第 1 条）」のとおり）

施設名	使用区分			
	午前	午後 A	午後 B	夜間
体育室	8,700 円	8,700 円	8,700 円	8,700 円
第一集会室	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
第二集会室	2,300 円	2,300 円	2,300 円	2,300 円
第三集会室	2,900 円	2,900 円	2,900 円	2,900 円
第四集会室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円

【使用区分】 午前：午前 9 時～正午

午後 A：午後 0 時 20 分～午後 3 時 20 分

午後 B：午後 3 時 40 分～午後 6 時 40 分

夜間：午後 7 時～午後 10 時

イ 運動場（詳細は、別紙 2「新旧対照表（第 2 条）」のとおり）

施設名	使用区分			
	午前 A	午前 B	午後 A	午後 B
運動場	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円

【使用区分】 午前 A：午前 9 時～午前 11 時

午前 B：午前 11 時～午後 1 時

午後 A：午後 1 時～午後 3 時

午後 B：午後 3 時～午後 5 時

(3) 管理運営手法について

指定管理者によることができる。

これにより、民間事業者のノウハウを活用とした効果的・効率的な運営が期待できる。

3 供用開始時期

- (1) 体育室及び集会室：令和8年10月以降（予定）
- (2) 運動場：令和9年9月以降（予定）

4 施行日

別途規則で定める日から施行する。

ただし、本条例の実施のために必要な準備行為は、公布の日から施行する。

大田区コミュニティセンター羽田旭条例（平成16年条例第28号）新旧対照表（第1条）

新	旧
○大田区コミュニティセンター羽田旭条例	○大田区コミュニティセンター羽田旭条例
平成16年3月16日 条例第28号	平成16年3月16日 条例第28号
改正 平成27年6月29日第48号 平成28年3月14日第35号 平成30年10月3日第45号 令和5年6月30日第24号	改正 平成27年6月29日第48号 平成28年3月14日第35号 平成30年10月3日第45号 令和5年6月30日第24号
（設置）	（設置）
第1条 <u>区民による主体的な文化活動、生涯学習並びに地域産業との相互交流及び連携を推進し、地域力の向上を図るとともに、区民に憩いの場を提供する</u> ことを目的として、大田区コミュニティセンター羽田旭（以下「センター」という。）を大田区羽田旭町7番1号に設置する。	第1条 <u>地域における区民の文化、健康及び社会的活動を促進することにより、もって地域の振興に寄与する</u> ことを目的として、大田区コミュニティセンター羽田旭（以下「センター」という。）を大田区羽田旭町7番1号に設置する。
（施設）	（施設）
第2条 センターには、次に掲げる施設を設ける。	第2条 センターには、次に掲げる施設を設ける。
（1） 体育室 （2） 集会室	（1） 体育室 （2） 集会室
<u>（削除）</u>	<u>（3） ふれあいルーム</u>
（使用資格）	（使用資格）
第3条 略	第3条 センターは、区内に在住し、在勤し、又は在学する者、これらの者を主たる構成員とする団体その他区長が特に認めた者に限り、使用することができる。
（使用の申請及び承認）	（使用の申請及び承認）
第4条 センターの施設、付帯設備又は特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>規則に定めるところにより</u> 、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第4条 センターの施設、付帯設備又は特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。
2 <u>前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用するときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。</u>	2 <u>区が施設等を使用するときは、他に優先して使用することができる。</u>
（使用の不承認）	（使用の不承認）

新	旧
第 5 条 略 <u>(1) 使用目的に虚偽があると認めるとき。</u> (2) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) <u>前 3 号</u>に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。 <u>(使用の変更及び取消し)</u> 第 6 条 <u>第 3 条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。</u> 2 <u>区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。</u> <u>(1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。</u> <u>(2) 使用の目的又は条件に違反したとき。</u> <u>(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u> <u>(4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。</u> <u>(使用料等)</u> 第 7 条 略 2 <u>センターの付帯設備</u>及び特殊器具の使用料は、<u>3 万円</u>の範囲内において規則で定める。 3 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を<u>徴収することができる。</u> 4 <u>第 1 項及び第 2 項</u>の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。	第 5 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を承認しないものとする。 <u>(新設)</u> (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(使用料)</u> 第 6 条 センターの使用料は、別表のとおりとする。 2 <u>付帯設備</u>及び特殊器具の使用料は、<u>1 万円</u>の範囲内において規則で定める。 3 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を<u>徴収する。</u> 4 <u>前 3 項</u>の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

新	旧
(使用料の減免) 第 8 条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、前条第 1 項及び第 2 項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の納付) 第 9 条 第 4 条第 1 項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>第 7 条</u>に規定する<u>使用料等</u>を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (使用料の不返還) 第 10 条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 <u>(施設等の変更制限)</u> <u>第 11 条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</u> (使用権の譲渡等の禁止) 第 12 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(入館の制限)</u> <u>第 13 条 区長は、次の各号のいずれかに該</u>	(使用料の減免) 第 7 条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、前条第 1 項及び第 2 項の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の納付) 第 8 条 第 4 条第 1 項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>第 6 条</u>に規定する<u>使用料</u>を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (使用料の不返還) 第 9 条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 (使用権の譲渡等の禁止) 第 10 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 <u>(使用承認の取消し等)</u> <u>第 11 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</u> <u>(1) 使用の目的又は条件に違反したとき。</u> <u>(2) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。</u> <u>(3) 災害その他の事情によりセンターの使用ができなくなったとき。</u> <u>(4) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>当すると認める者に対し、センターへの入館を断り、又は退館させることができる。</u> <u>(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者</u> <u>(2) センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者</u> (原状回復の義務) 第<u>14</u>条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償の義務) 第<u>15</u>条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 <u>(指定管理者による管理)</u> 第<u>16</u>条 区長は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。</u> <u>(指定管理者の指定手続)</u> 第<u>17</u>条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。 <u>(1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。</u> <u>(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。</u> <u>(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。</u> <u>2 前項の規定による指定を受けようとす</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (原状回復の義務) 第<u>12</u>条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償の義務) 第<u>13</u>条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧																																													
<u>る団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</u> <u>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</u> <u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u> <u>第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) 施設等の使用に関する業務</u> <u>(2) 施設等の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 施設等の利用促進に関する業務</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u> <u>第19条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、センターの管理を行わなければならない。</u> <u>2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第64号)の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(委任)</u> <u>第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u> 別表(第7条関係) <table><tr><th>使用区分</th><th>午前</th><th>午後A</th><th>午後B</th><th>夜間</th></tr><tr><td>施設名</td><td>午前 9 時 ~ 正午</td><td>午後 0 時20分 ~ 午後 3 時20分</td><td>午後 3 時40分 ~ 午後 6 時40分</td><td>午後 7 時 ~ 午後 10 時</td></tr><tr><td>体育室</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td></tr><tr><td>第一集会室</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td></tr></table>	使用区分	午前	午後A	午後B	夜間	施設名	午前 9 時 ~ 正午	午後 0 時20分 ~ 午後 3 時20分	午後 3 時40分 ~ 午後 6 時40分	午後 7 時 ~ 午後 10 時	体育室	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	第一集会室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(委任)</u> <u>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u> 別表(第6条関係) <table><tr><th>使用区分</th><th>午前</th><th>午後A</th><th>午後B</th><th>夜間</th></tr><tr><td>施設名</td><td>午前 8 時30分 ~ 午前 1 時30分</td><td>正午 ~ 午後 3 時</td><td>午後 3 時30分 ~ 午後 6 時30分</td><td>午後 7 時 ~ 午後 10 時</td></tr><tr><td>体育室</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>集会室A</td><td>300円</td><td>300円</td><td>300円</td><td>360円</td></tr><tr><td>集会室B(和室)</td><td>360円</td><td>360円</td><td>360円</td><td>420円</td></tr></table>	使用区分	午前	午後A	午後B	夜間	施設名	午前 8 時30分 ~ 午前 1 時30分	正午 ~ 午後 3 時	午後 3 時30分 ~ 午後 6 時30分	午後 7 時 ~ 午後 10 時	体育室	1,000円	1,000円	1,000円	1,200円	集会室A	300円	300円	300円	360円	集会室B(和室)	360円	360円	360円	420円
使用区分	午前	午後A	午後B	夜間																																										
施設名	午前 9 時 ~ 正午	午後 0 時20分 ~ 午後 3 時20分	午後 3 時40分 ~ 午後 6 時40分	午後 7 時 ~ 午後 10 時																																										
体育室	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円																																										
第一集会室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円																																										
使用区分	午前	午後A	午後B	夜間																																										
施設名	午前 8 時30分 ~ 午前 1 時30分	正午 ~ 午後 3 時	午後 3 時30分 ~ 午後 6 時30分	午後 7 時 ~ 午後 10 時																																										
体育室	1,000円	1,000円	1,000円	1,200円																																										
集会室A	300円	300円	300円	360円																																										
集会室B(和室)	360円	360円	360円	420円																																										

新					旧				
第二集会室	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	ふれあいルーム	740円	740円	740円	920円
第三集会室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円					
第四集会室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円					
備考					備考				
(1) 略					(1) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。				
(2) 略					(2) 2使用区分以上を連続して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。この場合において、中間の時間に係る使用料は、徴収しない。				
(3) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。					(新設)				
付 則									
(施行期日)									
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。									
(1) 次項及び付則第3項の規定 公布の日									
(2) 第2条の規定 規則で定める日 (準備行為)									
2 改正後の第17条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。									
3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。									

大田区コミュニティセンター羽田旭条例（平成16年条例第28号）新旧対照表（第2条）

新	旧																																																																						
○大田区コミュニティセンター羽田旭 条例	○大田区コミュニティセンター羽田旭 条例																																																																						
平成16年 3 月16日 条例第28号	平成16年 3 月16日 条例第28号																																																																						
改正 平成27年 6 月29日第48号 平成28年 3 月14日第35号 平成30年10月 3 日第45号 令和 5 年 6 月30日第24号	改正 平成27年 6 月29日第48号 平成28年 3 月14日第35号 平成30年10月 3 日第45号 令和 5 年 6 月30日第24号																																																																						
(設置)	(設置)																																																																						
第1条 略	第1条 略																																																																						
(施設)	(施設)																																																																						
第2条 センターには、次に掲げる施設を設ける。	第2条 センターには、次に掲げる施設を設ける。																																																																						
(1) 体育室	(1) 体育室																																																																						
(2) 集会室	(2) 集会室																																																																						
<u>(3) 運動場</u>	<u>(新設)</u>																																																																						
第3条から第20条まで 略	第3条から第20条まで 略																																																																						
別表 (第7条関係)	別表 (第7条関係)																																																																						
<u>1 体育室、集会室</u>																																																																							
<table><tr><th>使用区分</th><th>午前</th><th>午後A</th><th>午後B</th><th>夜間</th></tr><tr><td>施設名</td><td>午 前 9 時 ～ 正 午</td><td>午後 0 時20分 ～午後 3 時20 分</td><td>午後 3 時 4 0 分 ～ 午後 6 時 4 0 分</td><td>午後 7 時 ～ 午 後10時</td></tr><tr><td>体育室</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td></tr><tr><td>第一集会 室</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>第二集会 室</td><td>2,300円</td><td>2,300円</td><td>2,300円</td><td>2,300円</td></tr><tr><td>第三集会 室</td><td>2,900円</td><td>2,900円</td><td>2,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>第四集会 室</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr></table>	使用区分	午前	午後A	午後B	夜間	施設名	午 前 9 時 ～ 正 午	午後 0 時20分 ～午後 3 時20 分	午後 3 時 4 0 分 ～ 午後 6 時 4 0 分	午後 7 時 ～ 午 後10時	体育室	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	第一集会 室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	第二集会 室	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	第三集会 室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	第四集会 室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	<table><tr><th>使用区分</th><th>午前</th><th>午後A</th><th>午後B</th><th>夜間</th></tr><tr><td>施設名</td><td>午 前 9 時 ～ 正 午</td><td>午後 0 時20分 ～午後 3 時20 分</td><td>午後 3 時 4 0 分 ～ 午後 6 時 4 0 分</td><td>午後 7 時 ～ 午 後10時</td></tr><tr><td>体育室</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td><td>8,700円</td></tr><tr><td>第一集会 室</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>第二集会 室</td><td>2,300円</td><td>2,300円</td><td>2,300円</td><td>2,300円</td></tr><tr><td>第三集会 室</td><td>2,900円</td><td>2,900円</td><td>2,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>第四集会 室</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr></table>	使用区分	午前	午後A	午後B	夜間	施設名	午 前 9 時 ～ 正 午	午後 0 時20分 ～午後 3 時20 分	午後 3 時 4 0 分 ～ 午後 6 時 4 0 分	午後 7 時 ～ 午 後10時	体育室	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円	第一集会 室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	第二集会 室	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	第三集会 室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	第四集会 室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
使用区分	午前	午後A	午後B	夜間																																																																			
施設名	午 前 9 時 ～ 正 午	午後 0 時20分 ～午後 3 時20 分	午後 3 時 4 0 分 ～ 午後 6 時 4 0 分	午後 7 時 ～ 午 後10時																																																																			
体育室	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円																																																																			
第一集会 室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円																																																																			
第二集会 室	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円																																																																			
第三集会 室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円																																																																			
第四集会 室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																																																																			
使用区分	午前	午後A	午後B	夜間																																																																			
施設名	午 前 9 時 ～ 正 午	午後 0 時20分 ～午後 3 時20 分	午後 3 時 4 0 分 ～ 午後 6 時 4 0 分	午後 7 時 ～ 午 後10時																																																																			
体育室	8,700円	8,700円	8,700円	8,700円																																																																			
第一集会 室	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円																																																																			
第二集会 室	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円																																																																			
第三集会 室	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円																																																																			
第四集会 室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円																																																																			
<u>2 運動場</u>																																																																							
<table><tr><th>使用区分</th><th><u>午前A</u></th><th><u>午前B</u></th><th><u>午後A</u></th><th><u>午後B</u></th></tr><tr><td>施設名</td><td><u>午 前 9</u> <u>時 ～ 午</u></td><td><u>午 前 11</u> <u>時 ～ 午</u></td><td><u>午 後 1</u> <u>時 ～ 午</u></td><td><u>午 後 3</u> <u>時 ～ 午</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	使用区分	<u>午前A</u>	<u>午前B</u>	<u>午後A</u>	<u>午後B</u>	施設名	<u>午 前 9</u> <u>時 ～ 午</u>	<u>午 前 11</u> <u>時 ～ 午</u>	<u>午 後 1</u> <u>時 ～ 午</u>	<u>午 後 3</u> <u>時 ～ 午</u>						<u>(新設)</u>																																																							
使用区分	<u>午前A</u>	<u>午前B</u>	<u>午後A</u>	<u>午後B</u>																																																																			
施設名	<u>午 前 9</u> <u>時 ～ 午</u>	<u>午 前 11</u> <u>時 ～ 午</u>	<u>午 後 1</u> <u>時 ～ 午</u>	<u>午 後 3</u> <u>時 ～ 午</u>																																																																			

新					旧
	<u>前11時</u>	<u>後 1 時</u>	<u>後 3 時</u>	<u>後 5 時</u>	備考 略
<u>運動場</u>	<u>1,700円</u>	<u>1,700円</u>	<u>1,700円</u>	<u>1,700円</u>	
備考 略					

令和7年度一般会計補正予算（第2次）案について

債務負担行為補正 追加

単位：千円

事項名	債務負担期間	限度額	事項説明	
大田区産業 プラザ大規模改修工事 (契約変更)	令和8年度～ 令和9年度	34,377	1 事業目的	大田区産業プラザ大規模改修工事
			2 事業内容	経費
				本年度予算計上額 0
				来年度以降債務負担額 34,377

一般財団法人国際都市おおた協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和 6 年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産		流 動 資 産 計	32, 972, 726
			固 定 資 産 計	5, 606, 387
			資 産 合 計	38, 579, 113
	負 債		流 動 負 債	24, 833, 880
			固 定 負 債	976, 505
			負 債 合 計	25, 810, 385
	正味財産		正 味 財 産 合 計	12, 768, 728 (当期増減額 2, 569, 963)
正味財産増減計算書	一般正味財産	経 常	経 常 収 益 計	126, 438, 389
			経 常 費 用 計	123, 868, 426
			当期経常増減額	2, 569, 963
		経常外	当期経常外増減額	0
			当期一般正味財産増減額	
	当期指定正味財産増減額			0
	当期正味財産増減額			2, 569, 963

2 主な事業報告（令和 6 年度）

（1）多文化共生の推進に関する事業

（定款第 4 条第 1 号事業） 33,894 千円

- ・多言語相談 相談者数 2,002 名、相談件数 2,630 件
- ・区への通訳派遣及び翻訳 通訳派遣件数 321 件、翻訳件数 235 件
- ・初級日本語講座 受講者数 57 名（全 3 期）
- ・おおたこども日本語教室 受講者数 119 名
- ・災害時外国人支援ボランティア講習会 受講者数 35 名 等

(2) 国際交流の推進に関する事業

(定款第4条第2号事業) 566 千円

- ・日本語でプレゼンテーション 発表者数 12 名、観覧者数 53 名
- ・多文化交流会 参加者数 81 名 (全 4 回) 等

(3) 国際人材育成に関する事業

(定款第4条第3号事業) 284 千円

- ・国際交流ボランティア 登録者数 367 名 等

(4) 国際協力に関する事業

(定款第4条第4号事業) 17 千円

- ・国際協力・理解講座 講師紹介 2 名 等

(5) 情報収集、調査研究及び広報

(定款第4条第5号事業) 7,570 千円

- ・ホームページ及び公式 SNS での情報発信
- ・広報紙「GOCA ニュース from おおた」の発行 4 回 等

(6) 大田区及び他の公共機関等から受託する事業

(定款第4条第6号事業) 8,047 千円

- ・多言語情報紙「Ota City Navigation」の発行 8 回 等

3 主な事業計画 (令和7年度)

(1) 多文化共生の推進に関する事業

(定款第4条第1号事業) 44,675 千円

- ・多言語相談
- ・区への通訳派遣及び翻訳
- ・初級日本語講座
- ・おおたこども日本語教室
- ・災害時外国人支援ボランティア講習会 等

(2) 国際交流の推進に関する事業

(定款第4条第2号事業) 722 千円

- ・日本語でプレゼンテーション
- ・多文化交流会
- ・多文化子育てカフェ
- ・ふれあい日本語交流 等

- (3) 国際人材育成に関する事業
 (定款第4条第3号事業) 440 千円
 ・国際交流ボランティア募集 等
- (4) 国際協力に関する事業
 (定款第4条第4号事業) 34 千円
 ・国際協力・理解講座講師の紹介 等
- (5) 情報収集、調査研究及び広報
 (定款第4条第5号事業) 3,573 千円
 ・ホームページ及び公式 SNS での情報発信
 ・広報紙「GOCA ニュース from おおた」の発行 等
- (6) 大田区及び他の公共機関等から受託する事業
 (定款第4条第6号事業) 9,027 千円
 ・多言語情報紙「Ota City Navigation」の発行 等

4 その他

役員等の異動について

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	海老澤 圭介 (令和6年8月8日就任)	湯本 良太郎 (令和6年5月31日退任)
理事	田村 彰一郎 (令和7年4月24日就任)	井上 隆義 (令和7年3月31日退任)
理事	_____	花田 壮史 (令和7年3月31日退任)
監事	小泉 貴一 (令和7年4月24日就任)	杉村 由美 (令和7年3月31日退任)

公益財団法人大田区スポーツ協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和 6 年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産		流 動 資 産 計	60,246,508
			固 定 資 産 計	212,060,534
			資 産 合 計	272,307,042
	負 債		流 動 負 債	44,772,114
			固 定 負 債	0
			負 債 合 計	44,772,114
	正味財産		正味財産合計	227,534,928 (当期増減額 617,884)
増減計算書 正味財産	一般正味財産	経 常	経 常 収 益 計	374,119,952
			経 常 費 用 計	373,548,093
			当期経常増減額	571,859
		経常外	当期経常外増減額	305,325
		当期一般正味財産増減額		617,884
	当期指定正味財産増減額			0
	当期正味財産増減額			617,884

2 主な事業報告（令和 6 年度）

（1）スポーツ、レクリエーションの推進及び健康増進のための事業

（定款第 4 条第 1 項第 1 号関係） 26,243 千円

- ・健康体操教室 参加者 延 10,379 人
- ・区民スポーツまつり 参加者 延 14,031 人

（2）スポーツ、レクリエーションに関する普及啓発及び顕彰に関する事業

（定款第 4 条第 1 項第 2 号関係） 2,995 千円

- ・会報「ひろば」発行事業 第 79 号・第 80 号 計 36,700 部
- ・顕彰事業 受賞者 25 名 受賞団体 4 団体

（3）スポーツ、レクリエーションの指導者及び団体の育成に関する事業

（定款第 4 条第 1 項第 3 号関係） 2,554 千円

- ・指導者養成講習会 参加者 279 人
- ・スポーツ指導者普通救命講習会 参加者 34 人

（4）スポーツ、レクリエーションに関する各種教室及び大会の開催

（定款第 4 条第 1 項第 4 号関係） 28,992 千円

- ・スポーツ教室 参加者 延 3,432 人
- ・区民スポーツ大会 参加者 延 49,751 人

3 主な事業計画（令和7年度）

- (1) スポーツ、レクリエーションの推進及び健康増進のための事業
(定款第4条第1項第1号関係) 29,144 千円
- ・健康体操教室
 - ・東京都スポーツ大会への選手等派遣
 - ・区民スポーツまつり
 - ・ビーチスポーツバイキング
 - ・ナイトヨガ体験会
- (2) スポーツ、レクリエーションに関する普及啓発及び顕彰に関する事業
(定款第4条第1項第2号関係) 3,582 千円
- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用
 - ・会報「ひろば」発行
 - ・スポーツ講演会と体験教室
 - ・顕彰事業（体育功労者・体育優良団体・スポーツ功労者等の表彰）
- (3) スポーツ、レクリエーションの指導者及び団体の育成に関する事業
(定款第4条第1項第3号関係) 3,136 千円
- ・スポーツ団体の育成
 - ・指導者養成講習会
 - ・普通救命講習会
- (4) スポーツ、レクリエーションに関する各種教室及び大会の開催
(定款第4条第1項第4号関係) 32,078 千円
- ・スポーツ教室
 - ・区民スポーツ大会

4 その他

役員等の異動について

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	佐藤 秀樹 (令和7年5月27日就任)	黒崎 あつみ (令和7年5月27日退任)
評議員	高井 祐二 (令和7年5月27日就任)	安藤 尚之 (令和7年1月6日退任)
評議員	森 良介 (令和7年5月27日就任)	花田 壮史 (令和7年5月27日退任)
理事	関 信夫 (令和7年5月27日就任)	_____
理事	保下 誠 (令和7年5月27日就任)	町田 達彦 (令和7年3月31日退任)
監事	伊藤 晋一郎 (令和7年5月27日就任)	永久保 美代子 (令和7年5月27日退任)

公益財団法人大田区文化振興協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和 6 年度）

(単位：円)

貸借対照表	資 産		流動資産計	200, 840, 247
			固定資産計	412, 856, 240
			資 産 合 計	613, 696, 487
	負 債		流 動 負 債	196, 859, 853
			固 定 負 債	16, 063, 324
			負 債 合 計	212, 923, 177
	正味財産		正味財産合計	400, 773, 310 (当期増減額) △7, 304, 193

増減計算書 正味財産	一般正味財産	経 常	経 常 収 益 計	1, 184, 379, 535
			経 常 費 用 計	1, 179, 589, 868
			当期経常増減額	4, 789, 667
		経常外	当期経常外増減額	53, 000
		当期一般正味財産増減額		4, 746, 567
	当期指定正味財産増減額			△12, 050, 760
	当期正味財産増減額			△7, 304, 193

2 主な事業報告（令和 6 年度）

区民プラザの特定天井改修その他工事が完了し、7 月から利用を再開しました。施設利用者の利便性を高めるため、受付を地下 1 階から 1 階に施設しました。

特定天井改修その他工事を終えてリニューアルオープンした区民プラザは下丸子 JAZZ 倶楽部、下丸子らくご倶楽部等、長年親しまれました定期公演を再開しました。

（1）文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施に関する事業

（定款第 4 条第 1 号関係） 164,528 千円

来場者延べ人数 39,874 名

事業数 76（音楽 32、伝統芸能 3、演芸 11、演劇 5、美術 11、その他 14）

- ・下丸子 JAZZ 倶楽部 HappyBirthdayCONCERT
- ・新春プラザ寄席
- ・大田区学校出張講座 等

(2) 文化芸術活動の支援、協働及び育成に関する事業

(定款第4条第2号関係) 19,249 千円

・文化芸術活動支援事業

事業数 15 来場者延べ人数 7,573 名

・公演サポーター事業 延べ人数 242 名

・大田文化の森活動支援事業

・大田区平和都市宣言記念事業「平和のつどい」

来場者延べ人数 約 92,000 名

(3) 文化芸術資源の調査、収集、保存及び活用に関する事業

(定款第4条第3号関係) 81,218 千円

・龍子記念館 来館者 12,383 名

・熊谷恒子記念館 来館者 1,633 名 (出張展覧会含む)

※令和6年度上期は延命化工事のため休館。10月から再開。

・山王草堂記念館 来館者 9,953 名

(4) 文化芸術の活性化を図るための情報収集と発信に関する事業

(定款第4条第4号関係) 16,805 千円

・情報誌「Art Menu」の発行 6 回

・文化芸術情報紙「ART bee HIVE」の発行 4 回

・ホームページでの情報提供、SNS の活用 等

(5) 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業

(定款第4条第5号関係) 504,146 千円

・大田区民プラザ 利用者 160,281 名

※特定天井改修その他工事のため7月から再開

・大田区民ホール 利用者 309,486 名

・大田文化の森 利用者 154,862 名

※特定天井改修その他工事のため5月からホールのみ休館

3 主な事業計画 (令和7年度)

(1) 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施に関する事業

143,038 千円

(2) 文化芸術活動の支援、協働及び育成に関する事業

22,864 千円

(3) 文化芸術資源の調査、収集、保存及び活用に関する事業 159,267 千円

龍子記念館 地域連携企画展及び現代アートとのコラボレーション企画展 等

(4) 文化芸術の活性化を図るための情報収集と発信に関する事業

17,718 千円

(5) 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業

620,243 千円

特定天井改修その他工事に伴う供用停止

・大田文化の森ホール 令和6年5月から休館

4 その他

役員等の異動について

職名	新役員名（就任日）	旧役員名（退任日）
評議員	山 口 実 (令和6年6月10日就任)	高 頭 信 子 (令和6年5月28日退任)
評議員	田 島 和 雄 (令和7年6月就任予定)	田 村 英 樹 (令和7年5月30日退任)
評議員	今 井 健太郎 (令和7年4月18日就任)	
理 事 (常務理事)	後 藤 清 (令和7年5月13日就任)	
理 事	鈴 木 英 明 (令和6年5月28日就任)	小 原 洪 一 (令和6年5月28日退任)
理 事	保 下 誠 (令和7年4月1日就任)	井 上 隆 義 (令和7年3月31日退任)
理事長	玉 川 一 二 (令和7年5月28日就任)	津 村 正 純 (令和7年5月28日退任)
副理事長	鴨 志 田 隆 (令和7年5月28日就任)	
監 事	小 泉 貴 一 (令和7年4月1日就任)	杉 村 由 美 (令和7年3月31日退任)

公益財団法人大田区産業振興協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和6年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産	流動資産計	269,710,939
		固定資産計	691,025,647
		資産合計	960,736,586
	負 債	流動負債	231,197,548
		固定負債	4,125,036
		負債合計	235,322,584
	正味財産	正味財産合計	725,414,002 (当期増減額△11,890,341)
増減計算書 正味財産	一般正味財産	経常	経常収益計 1,105,534,173
			経常費用計 1,110,244,197
			特定資産評価損益等 △7,859,040
			当期経常増減額 △12,569,064
	経常外	当期経常外増減額	678,723
		当期一般正味財産増減額	△11,890,341
	当期指定正味財産増減額		0
	当期正味財産増減額		△11,890,341

2 主な事業報告（令和6年度）

- （1）大田区の産業振興のための情報収集・発信に関する事業
（定款第4条第1号関係） 8, 6 2 7 千円

・産業情報誌の発行 「テクノプラザ」 Web版の更新 年10回

- （2）区内中小企業の経営支援に関する事業
（定款第4条第2号関係） 3 7, 5 4 3 千円

・ビジネスサポートサービス Pi0フロント 利用件数 延べ3,466回

- （3）区内中小企業の取引拡大支援に関する事業
（定款第4条第3号関係） 1 5 8, 3 2 3 千円

・受・発注相談 ものづくり受発注商談会 参加企業167社 商談件数501件

- （4）区内中小企業の人材の育成・確保の支援に関する事業
（定款第4条第4号関係） 9, 0 7 5 千円

・中小企業次世代ものづくり人材の育成事業
都立産業技術高等専門学校との連携 基礎講座受講者数34人

(5) 区内中小企業の技術開発支援に関する事業

(定款第4条第5号関係) 138, 172千円

- ・第14回おおた研究・開発フェア 出展者数92社・団体
登録者数1,475人 商談件数5,129件

(6) 中小企業勤労者に対する勤労者福祉事業

(定款第4条第6号関係) 59, 545千円

- ・福利厚生事業

(7) 上記事業に関連を有する範囲において区、都、国又はその他の機関等から受託する事業

(定款第4条第7号関係) 255, 937千円

- ・産業プラザ展示ホール等の管理運営

3 主な事業計画（令和7年度）

(1) 大田区の産業振興のための情報収集・発信に関する事業（定款第4条第1号関係）
12, 059千円

(2) 区内中小企業の経営支援に関する事業（定款第4条第2号関係）
51, 542千円

(3) 区内中小企業の取引拡大支援に関する事業（定款第4条第3号関係）
184, 093千円

(4) 区内中小企業の人材の育成・確保の支援に関する事業（定款第4条第4号関係）
11, 184千円

(5) 区内中小企業の技術開発支援に関する事業（定款第4条第5号関係）
151, 323千円

(6) 中小企業勤労者に対する勤労者福祉事業（定款第4条第6号関係）
79, 051千円

(7) 上記事業に関連を有する範囲において区、都、国又はその他の機関等から受託する事業（定款第4条第7号関係）
210, 658千円

4 その他

役員等の異動について

職 名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	青木 毅 (令和7年4月16日就任)	梅崎 修二 (令和7年4月15日退任)
評議員	田島 和雄 (令和7年5月29日就任)	田村 英樹 (令和7年5月28日退任)

地域産業委員会 令和 7 年 6 月 23・24 日
地域未来創造部 資料 1 番
所管 地域力推進課

令和 5・6 年度 大田区区民協働推進会議 活動報告について

大田区は、「地域力」をより一層高めていくため、区民一人ひとり、自治会・町会、事業者、NPO等の団体相互や区との連携・協働によって地域課題解決に取り組むための施策を推進している。

平成 17 年に設置した大田区区民協働推進会議においては、連携・協働の推進に関する調査研究を行っており、令和 5・6 年度の活動について報告する。

1 調査研究テーマ

区民活動支援施設が持つ中間支援機能強化に関する調査研究

2 調査研究概要

大田区には、区民活動団体のさまざまな活動を支援する、「区民活動支援施設大森（こらぼ大森）」「区民活動支援施設蒲田（mics おおた）」という 2 つの施設がある。これらの施設は区民・行政・企業・区民活動団体などの間に入って、区民活動に関する相談や情報収集・提供するなど、いわゆる「中間支援」の役割を担っている。

地域コミュニティの希薄化、区民活動の担い手の高齢化など地域が抱える課題に対して、これら区民活動支援施設が持つ中間支援機能や区民活動団体の活動の拠点としての役割の充実と強化が求められている。

3 活動報告書内容

（1）アンケート調査

大田区区民活動情報サイト（オーちゃんネット）に登録している区民活動団体 374 団体に対し、連携・協働の実情把握のための調査を行い、84 団体から回答を得た。

（2）ヒアリング調査

区民活動支援施設の運営状況や課題を聴取することを目的として、施設の管理・運営団体 4 団体を対象に、対面によるインタビュー形式での調査を行った。

4 今後求められる政策の方向性

- ・区民活動団体の持続可能な運営を支える基盤整備
- ・区民活動支援施設の利用促進と認知度向上
- ・区民活動の担い手の確保・育成
- ・政策目的の明確化と実現方法の具体化

令和 5 ・ 6 年度
大田区区民協働推進会議 活動報告

区民活動支援施設が持つ中間支援機能の強化に関する調査研究

令和 7 年 3 月
大田区区民協働推進会議

はじめに

「大田区区民協働推進会議」は、平成 17 年 3 月に制定された「大田区区民協働推進条例」に基づき、区内の協働を推進し、区民協働に関する調査研究を行うために発足した、区民が主体的に議論する場であるとともに、区がめざす協働の形が具現化された会議体です。

これまで参加された多くの委員から、自身の経験などを踏まえた貴重なご意見を多数いただきながら、大田区における協働推進の起点となり地域力の向上の一端を担ってきたものと自負しています。

今日の大田区では、さまざまな区民活動団体が地域の課題解決に向けて公益活動を行っています。他方で、多くの区民活動団体は、活動を続けるうえでの様々な課題も抱えています。こうした課題を解決していくためには、団体の活動や団体間の連携を支える中間支援の機能を果たす存在が重要です。「区民活動支援施設」がこれらの役割をより発揮していくことは、区内に数多ある区民活動、地域活動を活性化させ、ひいては地域力の向上にもつながるものと考えます。

こうしたことから、この度の任期の 2 年間（令和 5 年度、令和 6 年度）の大田区区民協働推進会議における調査研究は、「区民活動支援施設が持つ中間支援機能の強化」というテーマで取り組みました。調査研究報告書の作成にあたっては、区民活動団体へのアンケートを実施し、その結果をもとに、きめ細かい議論を重ねてまいりました。

この報告書の提言を基に、今後、さらなる協働の推進に取り組んでいただけることを期待します。

今後も、地域力がより一層高まり、区民の安らかで豊かな生活につながることを祈念しご挨拶とさせていただきます。

令和 7 年 3 月
大田区区民協働推進会議会長

中 島 寿 美

目次

はじめに	i
1. 本報告書の目的と調査研究テーマ	1
(1) 本報告書の目的	1
(2) 大田区における協働推進の取組み	1
(3) 調査研究テーマと体制	3
2. アンケート・ヒアリング調査研究の概要	6
(1) 調査の目的と手法	6
(2) 調査項目と期間	8
3. 調査結果の概要と分析	11
(1) アンケート調査結果の概要	11
(2) ヒアリング調査結果の概要	33
(3) 調査結果の分析と今後に向けた示唆	43
4. 提言：今後の求められる政策の方向性	45
(1) 今後求められる政策の方向性	45
(2) 今後の「連携・協働」の推進に向けて	48
むすびにかえて	49
資料編	50

1. 本報告書の目的と調査研究テーマ

(1) 本報告書の目的

本報告書は、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて大田区区民協働推進会議（以下、「推進会議」と呼びます。）が行った調査研究の内容と成果をとりまとめるとともに、今後の区に求める連携・協働の推進に係る政策の方向性について提言するものです。

これまで大田区では、平成 17 年 4 月に「大田区区民協働推進条例」（以下、「協働推進条例」と呼びます。）を制定し、区民、区民活動団体、事業者、および区による協働の推進を図ってきました¹。推進会議においても、区の連携・協働の取組みについて検証や調査研究をすすめ、数度にわたって区長に対する提言を行ってきたところです。

「大田区区民協働推進条例」が制定されて、令和 7 年 4 月で 20 年が経過します。この間、地域課題の解決や公共サービスの提供にあたって、連携・協働という考え方は不可欠なものとなりました。他方で、連携・協働を担う区民活動団体は、少子高齢化や情報化、グローバル化、新型コロナ禍など、さまざまな環境変化に直面しています。そうした状況を踏まえ、本報告書は、区民活動団体に対する支援、とりわけ中間支援のあり方に関する調査研究の成果をとりまとめ、さらなる連携・協働の推進に向けた今後の方向性について示しています。

(2) 大田区における協働推進の取組み

① 大田区区民協働推進会議の位置づけ

推進会議は、協働推進条例の第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、大田区区民協働推進会議設置要綱により設置された会議で、平成 17 年 5 月に発足しました。区民、区民活動団体、事業者、学識経験者等により構成されています。

推進会議には主に 2 つの役割があります。第 1 の役割は、地域力応援基金助成事業²の審査を行い、助成団体を区長に推薦することです。第 2 の役割は、区民協働の推進に関して調査研究をすすめることです。

これまで協働推進会議では、地域が直面する課題や区の施策・事業について、区民協働という観点から調査研究を行ってきました（表 1-1）。本報告書は、今期の委員の任期である令和 5 年度から令和 6 年度に行った調査研究について、その内容と成果をまとめたものとして位置づけられます。

¹ 協働推進条例第 8 条第 1 項第 1 号では、区は、区民活動団体及び事業者と協力して、「協働を総合的かつ計画的に推進するための協議」に取り組むことが定められています。

² 地域力応援基金助成事業は、「スタートアップ助成」、「ステップアップ助成」、「チャレンジ助成・チャレンジプラス助成」という 3 種類の助成事業から構成されています。

表 1－1 近年の大田区区民協働推進会議の調査研究テーマ

年度	調査研究テーマ
令和 3・4 年度	「高齢化・人口減少社会を見据えた連携・協働のあり方」
令和元・2 年度	「協働と学びの地域づくり ～社会的包摂による持続可能な地域社会の実現に向けて～」
平成 29・30 年度	「地域力応援基金助成事業の見直し」 「大田区立小・中学校『おやじの会』実態調査」
平成 27・28 年度	「学びに取り組む区民を地域活動につなぐための支援策」 「(仮称) 地域活動ハンドブックのための予備調査」
平成 25・26 年度	「自治会・町会の現状と連携・協働ニーズ」 「地域力応援基金助成事業の検証」

② これまでの大田区の協働推進の取組み

区においては、平成 14 年から「協働」に関する調査研究を開始し、協働に関する方針や計画に基づいて各事業に取り組んできました。その契機となったのは、平成 13 年に策定された長期基本計画「おおたプラン 2015」であり、計画実現のための基本姿勢として、「区民との協働」が掲げられることとなりました。その後、平成 16 年には「大田区区民活動との連携、協働に係る基本方針」が策定され、翌年には「大田区区民協働推進条例」が制定・施行されています。

具体的な取組みとしては、平成 16 年に協働支援施設（こらぼ大森）が、平成 22 年には区民活動支援施設蒲田（mics おおた）が開設され、区民活動団体の活動に対する支援や場の提供が行われています。くわえて財政面では、平成 18 年に「大田区区民活動積立基金助成事業」が創設され、区民、区民活動団体及び事業者の活動への支援が開始されました。本事業は、平成 21 年に「地域力応援基金助成事業³」へと発展的に継承されており、現在も区民活動を支える重要な施策として位置づけられています。今後もこうした区民、区民活動団体及び事業者の自主的・自立的な活動を支援し、それぞれの主体が活動しやすい連携・協働の仕組みづくりをすすめていく必要があります。

³ 地域力応援基金事業は、区民や事業者からの寄付金を原資とした「地域力応援基金」を活用した事業です。福祉、環境、まちづくりなどの区民活動を対象として、公益性が認められ、社会貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業に対して助成金が交付されるものです。直近令和 6 年度の助成実績は、「スタートアップ助成」が 5 団体（継続を含む。以下同じ。）、「ステップアップ助成」が 9 団体、「チャレンジ助成・チャレンジプラス助成」が 6 団体となっています。

（３）調査研究テーマと体制

① 調査研究テーマ

令和３・４年度の推進会議では、「高齢化・人口減少社会を見据えた連携・協働のあり方」をテーマとして調査研究を行い、令和５年７月２５日（火）には活動報告書を鈴木晶雅大田区長へ手交しました。そこでは、行政に求める今後の政策として、３つの方向性を提言しました（表１-２）。

表１－２ 行政に求める今後の政策の方向性（令和３・４年度大田区区民協働推進会議 活動報告）

No.	政策の方向性	施策・取組み
１	地域における公共人材の発掘・育成	生涯学習事業の充実・強化
		区民と区民活動団体の「対話・交流の場」の設置
		人材育成講座修了者へのアウトリーチ
２	さらなる「連携・協働」の推進	助成期間終了後のフォローアップ
		情報発信・広報についての支援
		中間支援機能の強化
３	行政体制の整備と計画化	職員研修の実施
		協働推進に関する計画化・評価

こうした成果を前提として、令和５年度の推進会議では、上記の提言のなかの「中間支援機能の強化」についての問題提起がなされました^４。具体的には、令和１１年度に「区民活動支援施設大森（こらぼ大森）」がリニューアルされることを踏まえ、中間支援機能や、その機能を担う施設のあり方についての課題や論点、今後のあり方について検討する必要性が提起されました。

今日の大田区では、さまざまな区民活動団体が地域の課題解決や公共サービス提供の役割を担っています。他方で、多くの区民活動団体は、活動を続けるうえでの資源やノウハウ、ネットワークに不安や課題を抱えています。そうした課題を解決し、持続可能な区民活動を展開していくためには、それを支える中間支援機能や、その機能を担う施設のあり方を考えていくことが必要となります。こうした背景から、令和５・６年度の推進会議では、「区民活動支援施設が持つ中間支援機能の強化」を調査研究テーマとして設定しました。

^４ 令和５年度大田区区民協働推進会議（第４回）の会議録を参照。

② 調査研究の体制

調査研究の実施にあたっては、4名の推進会議委員から構成される中間支援機能等分科会を設置しました⁵。この分科会は、令和6年度中に3回開催され、アンケート・ヒアリング調査結果の検討や、報告書のとりまとめについて議論をおこないました。ここでは、区民活動団体に対する中間支援のあり方だけでなく、その機能を有する施設のあり方や管理・運営方法、担い手をどう育成していくかなど幅広い視点からの議論がおこなわれました。この議論は、本報告書の「4. 提言：今後の行政に求める政策の方向性」にもつながるものです。

なお、当分科会の事務局は地域力推進課区民協働担当が担当しました。くわえて、事務局内に協働推進アドバイザーを招聘し、分科会や推進会議の議論の参考になる資料作成、アンケート・ヒアリング調査などの支援を依頼しました。

③ 「中間支援」とは

次章以降、本調査研究の枠組みや結果等について述べていきますが、ここでは調査研究テーマのキーワードとなっている「中間支援」という言葉の意味について、あらかじめ整理を行います。「中間支援」という言葉が、一般にはあまりなじみがなく、学術的にも多様な意味を内包しているためです。

一般的に、中間支援とは、NPOなどの団体が活動する際に必要となるさまざまな資源・サービスを提供することであり、中間支援を行う団体が「中間支援組織」と呼ばれます。内閣府（2002）「平成13年度 中間支援組織の現状と課題に関する調査」では、中間支援組織を「多元社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義しています。ただし、中間支援組織について、統一された明確な定義があるわけではありません。

中間支援という言葉は、1990年代に、アメリカのコミュニティ開発法人（CDC）が日本に紹介されるなかで用いられるようになりました。コミュニティ開発法人と連邦政府、地方政府、投資家、金融機関などを結んで、主に財源調達を支援する「Intermediary organization」が、「中間支援組織」と邦訳されて定着したものです。しかし、日本の中間支援組織においては、財源調達の支援はあまり行われておらず、イギリスの「Infrastructure organization」（インフラストラクチャー組織）と呼ばれるものに近いとされています⁶。インフラストラクチャー組織とは、個人やコミュニティに対して直接的なサービス提供をおこなう団体（第一線組織；Frontline organization）がミッ

⁵ 分科会の委員については、報告書末の資料編をご参照ください。

⁶ 非営利用語辞典「中間支援組織」（https://www.koueki.jp/dic/hieiri_640/）を参照（最終閲覧日：2025年1月8日）。

ションをより効果的に実現できるよう、多くの施設設備や仕組み、システム、関係性、人材、知識、スキルを集めて、活動基盤を提供する組織を指します⁷。その機能としては、「援助・開発」「調整（コーディネーション）」「代表」「振興」の4つに分類されます。

中間支援組織を、支援パターンによって活動領域特化型と支援機能特化型に区分する研究もあります⁸。前者はミッションをベースにした組織であり、抽象的な目標ではなく、かなり具体的な使命感を持って、具体的事業を行います。そうした非営利組織は、自らの事業活動を安定化させるプロセスで、後発の組織の支援を行うようになることが多いです。後者は、多様な非営利組織、市民活動に共通する課題に対応する支援活動を行います。例えば、法律や行政の市民活動支援体制への働きかけ、社会一般への啓蒙活動、共通する必要技能の修得、人材育成といった活動、あるいは、中間支援組織への支援などです。

中間支援組織の具体的な機能についても、複数の類型化がなされています。例えば、前掲の堀野（2018）では、①資金面の支援機能、②コンサルティング、③コーディネート機能、④人材育成機能、⑤評価・検証機能、⑥情報受発信機能、⑦拠点機能の7点を挙げられています。また、吉田（2004）も、同種の活動を行う組織間のネットワークづくり、資源提供者と事業組織とのマッチング、非営利活動の啓蒙、非営利組織の環境整備のためのアドボカシー、非営利組織を対象としたコンサルティングや研修、さらには調査研究、政策提言などを挙げています。その多くは、自らも NPO であることから「NPO をサポートする NPO」と呼ばれることもあります。

これらの先行研究を踏まえ、本報告書では「中間支援」を「区民等に直接的なサービス提供を行う区民活動団体が、それぞれの理念や目標を実現できるように活動基盤を提供すること」と幅広くとらえることとします。

⁷ 堀野亘求（2018）「中間支援組織の現状と課題：諸機能重視から関係性重視へのシフト」京都産業技術大学博士論文

⁸ 吉田忠彦（2004）「NPO 中間支援組織の類型と課題」『龍谷大学経営学論集』第 44 巻第 2 号、pp.104-113

2. アンケート・ヒアリング調査研究の概要

(1) 調査の目的と手法

① 調査の目的

本報告書は、区民活動支援施設が持つ中間支援機能のあり方について検討し、今後のさらなる連携・協働の推進に向けた政策の方向性を示すことを目的としています。そこで、大田区における区民活動支援施設の利用状況やニーズ、施設運営の課題等を把握するための調査を実施しました。この調査は、区民活動支援施設の現状を把握し、今後の持続可能なまちづくりを支える連携・協働に向けた施策検討の参考資料とすることを目的としています。

② 調査方法と対象

区民活動支援施設の現状を把握するため、アンケート調査とヒアリング調査という2種類の調査を実施しました。詳細は、下記のとおりです。

- アンケート調査

区民活動支援施設の利用状況等を把握するため、区内の区民活動団体を対象とした Web によるアンケート調査を実施しました（回答時間の目安：15 分程度／団体）。

- ヒアリング調査

区民活動支援施設の運営状況や課題を聴取することを目的として、施設の管理・運営団体を対象に、対面によるインタビュー形式での調査を行いました。（調査時間：1.5～2 時間程度／団体）

- 調査対象の選定

アンケート調査の対象選定にあたっては、大田区における区民活動団体の意向やニーズを可能な限り把握することを重視しました。そこで、アンケート調査では、大田区区民活動情報サイト「オーちゃんネット」に登録のある区民活動団体を対象とし、そのうちメールマガジンに登録している団体（E-mail による連絡が可能な団体）を調査対象としました。

ヒアリング調査では、区内に存在する 2 つ区民活動支援施設の管理・運営団体にくわえ、大田区とほぼ同規模（人口 70 万～90 万程度）の自治体にあるボランティアセンターや市民活動支援施設を管理・運営する団体を対象としました（2 団体；表 2-1）。

表 2-1 ヒアリング調査の対象団体（施設）

施設名	団体（施設）概要
世田谷ボランティアセンター （団体名：世田谷ボランティア協会）	社会福祉法人世田谷ボランティア協会は、世田谷の街に暮らす人びとによって支えられている、民間のボランティア活動推進機関です。おもに以下の事業を中心として、ボランティア活動のサポートを行っています。 1.コーディネート事業 2.せたがや災害ボランティアセンター事業 3.ボランティア学習事業 4.福祉事業 5.せたがやチャイルドライン事業
さがみはら市民活動サポートセンター	さがみはら市民活動サポートセンターは、市民活動や NPO・ボランティアなど公益的な活動をしている人たちのための公設民営の施設です。 ○さばせんが担う主な 6 つの機能 ・場所を提供しています ・学習機会の提供をしています ・情報を提供しています ・相談をお受けします ・連携を進めています ・イベントを開催しています
区民活動支援施設大森 （こらぼ大森）	こらぼ大森は地域の社会的活動や公益性のある活動を行う団体や個人を支援しながら、豊かで住みやすい地域社会を作るために平成 16 年 4 月に開設された公共施設です。 「連携と協働」を基本に、地域と NPO と行政とが協力して様々な地域課題に取り組むユニークな仕組みを基盤として地域と住民が協力して運営しています。
区民活動支援施設蒲田 （mics おおた）	大田区の区民活動・地域活動を応援し、活動の拠点としてのスペースを提供するとともに、団体リーフレットや会報等を収集して、みなさんに区民活動団体を紹介するコーナーを設けています。 相談交流室は、誰もが自由に利用できるオープンスペースです（飲食可）。テーブルのほか、イベントや団体 PR 等に活用できる掲示板やチラシ架が用意されています。

出典：各団体の HP より抜粋。

(2) 調査項目と期間

① アンケート調査の項目

アンケート調査においては、次の項目について調査を行いました（表 2-2）。調査票は巻末の参考資料をご参照ください。

表 2-2 アンケート調査の主な項目

調査項目	概要
団体の概要	・ 団体名 ・ 団体の区分 ・ 最も力を入れている活動分野 ・ 活動年数 ・ 活動地域
「中間支援」について	・ 「中間支援」という言葉の認知度 ・ 「中間支援」として提供すべき資源 ・ 「中間支援」を担う施設に期待するサービス
区民活動支援施設 「こらぼ大森」について	・ 「こらぼ大森」の認知度 ・ 「こらぼ大森」の利用経験 ・ 「こらぼ大森」を利用したことがない理由 ・ 「こらぼ大森」を利用しなくなった理由 ・ 「こらぼ大森」の機能の満足度、理由 ・ よく利用する「こらぼ大森」の機能 ・ 今後充実させてほしい「こらぼ大森」の機能
区民活動支援施設「mics おおた」について	・ 「mics おおた」の認知度 ・ 「mics おおた」の利用経験 ・ 「mics おおた」を利用したことがない理由 ・ 「mics おおた」を利用しなくなった理由 ・ 「mics おおた」の機能の満足度、理由 ・ よく利用する「こらぼ大森」の機能 ・ 今後充実させてほしい「mics おおた」の機能
今後の区民活動支援施設「こらぼ大森」「mics おおた」のあり方について	・ 今後の利用意向、理由 ・ 今後充実してほしい機会や場 ・ 区民活動支援施設に相談したいこと
その他	・ 自由記述 ・ 区民活動支援や中間支援、連携・協働についての意見・感想

② ヒアリング調査

ヒアリング調査においては、区民活動支援施設の運営状況や課題を把握する観点から、次の項目について聞き取りを行いました（表 2-3）。

表 2-3 ヒアリング調査の主な項目

調査項目	概要
基本情報	・ 施設名 ・ 設立年月日 ・ 運営母体・手法（公設公営、公設民営、民設民営等） ・ 施設の規模（職員数、ボランティア数、利用者数など）
施設の目的・ミッション	・ 設立の目的 ・ 施設のビジョンやミッション
提供している中間支援機能（サービス）	・ 中間支援における役割（相談支援、情報提供、マッチングなど） ・ 対象者（年齢層、地域、ニーズなど） ・ 支援を行う際に、特に重要視している点 ・ 成果や効果、課題
運営状況	・ 財源、予算規模 ・ スタッフの状況（常勤・非常勤の人数、スキルや経験） ・ ボランティアの活用状況
パートナーシップ・ネットワークの現状	・ 他の団体や機関、行政との連携状況 ・ 地域コミュニティとの関わり ・ ネットワークや協力関係
課題とニーズ	・ 現在抱えている課題、今後の改善点 ・ 支援が必要な分野やリソース
その他	・ 施設の広報、情報発信のあり方 ・ 大田区における連携・協働の推進に向けたアドバイス、助言

③ 調査期間と回収率

・ アンケート調査

アンケート調査の期間は、令和 6 年 5 月 20 日（月）～6 月 5 日（水）の約 3 週間としました。オーちゃんネットに登録のある区民活動団体のうち、メールマガジンに登録している 374 団体を対象とし、メールマガジン臨時号を通じて、登録団体へ Web アンケートへの調査協力を依頼しました。対象の 374 団体のうち、84 団体から回答がありました（回答率：22.5%）。

- ヒアリング調査

ヒアリング調査は、アンケート調査の結果を踏まえ、令和 6 年 9 月 25 日（水）～12 月 3 日（火）の間に実施しました。実施概要は表 2-4 のとおりです。

表 2－4 ヒアリング調査の実施概要（実施順）

施設名	日時	場所
世田谷ボランティアセンター（団体名：世田谷ボランティア協会）	令和 6 年 9 月 25 日（水） 14 時 00 分～16 時 00 分	世田谷ボランティアセンター
区民活動支援施設大森（こらぼ大森）	10 月 23 日（木） 10 時 00 分～12 時 00 分	こらぼ大森
区民活動支援施設蒲田（mics おおた）	11 月 21 日（木） 10 時 00 分～12 時 00 分	mics おおた
さがみはら市民活動サポートセンター	12 月 3 日（火） 10 時 00 分～12 時 00 分	さがみはら市民活動サポートセンター

3. 調査結果の概要と分析

(1) アンケート調査結果の概要

① 団体の概要

- ・ 団体の区分 (n=80)

団体の区分は、「任意団体」が 55 団体 (68.8%) と最も多く、次いで「認定 NPO 法人・NPO 法人」が 16 団体 (20.0%) となっています (表 3-1)。

「その他」としては、「法人の社会貢献部門」「ボランティア団体」「社会教育関係団体」という回答がありました。

表 3-1 団体の区分

	回答数	割合
認定 NPO 法人・NPO 法人	16	20.0%
任意団体	55	68.8%
一般社団法人	4	5.0%
一般財団法人	1	1.3%
公益社団法人	1	1.3%
その他	3	3.8%
総計	80	100.0%

- ・ 団体の会員数 (n=80)

令和 6 年 4 月 1 日時点のそれぞれの団体の会員数は、「10 人以上～30 人未満」が 34 団体 (42.5%)、次いで「10 人未満」が 26 団体 (32.5%) となっています (表 3-2)。区民活動団体の 75%は、会員数 30 人未満でした。

表 3-2 団体の会員数

	回答数	割合
10 人未満	26	32.5%
10 人以上～30 人未満	34	42.5%
30 人以上～50 人未満	4	5.0%
50 人以上～100 人未満	5	6.3%
100 人以上	11	13.8%
総計	80	100.0%

- ・ 団体が最も力を入れている活動分野（n=80）

最も力を入れている活動分野は、「こども・若者」（14 団体；17.5%）が最も多く、次いで「福祉」（13 団体；16.3%）、「スポーツ」（10 団体；12.5%）と続いています（表 3-3）。

なお、「その他」は、「多世代交流」「更生保護」「ジェンダー平等」「人権・権利擁護」「就業紹介」「スマホ支援」「シニア対象スマートフォンのサポートボランティア」「多様性と共生のイベント開催」という回答がありました。

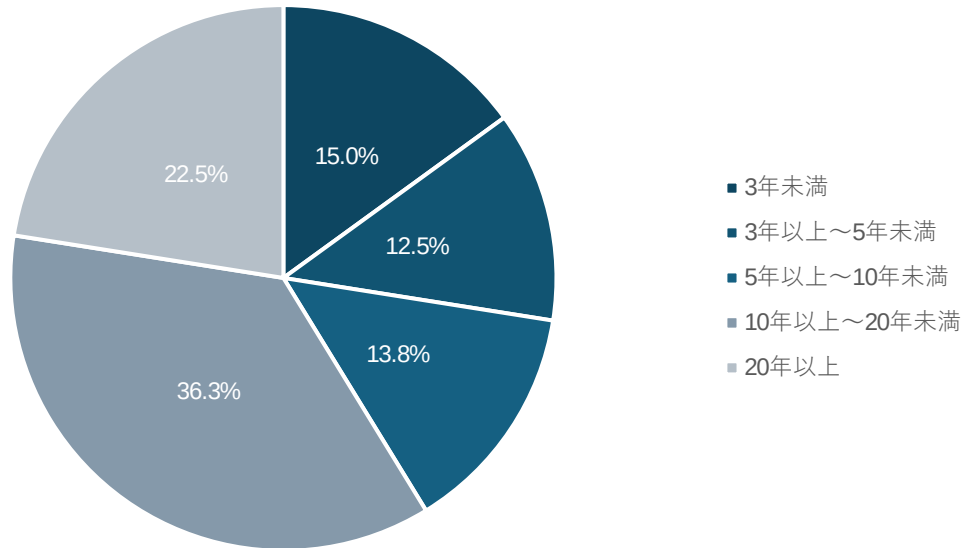
表 3－3 団体が最も力を入れている活動分野

	回答数	割合
福祉	13	16.3%
健康・医療	2	2.5%
環境	9	11.3%
こども・若者	14	17.5%
学習支援	4	5.0%
文化・芸術	7	8.8%
スポーツ	10	12.5%
まちづくり・観光	3	3.8%
多文化共生・国際交流	4	5.0%
ものづくり	0	0.0%
自治会・町会	2	2.5%
活動サポート	2	2.5%
防犯・防災	2	2.5%
その他	8	10.0%
総計	80	100.0%

- ・ 団体の活動年数（n=80）

団体の活動年数は、「10 年以上～20 年未満」が 29 団体（36.3%最も多く、次いで「20 年以上」（18 団体；22.5%）、「3 年未満」（12 団体；15.0%）でした（図 3-1）。区民活動団体の約 6 割は、活動年数が 10 年以上の団体が占めています。

図 3 - 1 団体の活動年数



・ 団体の主な活動地域（n=80）

団体の主な活動地域は、「大森地区」が 27 団体（33.8%）、「蒲田地区」が 26 団体（32.5%）とほぼ並んでおり、次いで「調布地域」（12 団体；15.0%）となっています（表 3-4）。

「その他」の回答としては、「大田区全域（8 団体）」「大田区および品川区」「雪谷」「特に地域を指定していない」というものがありました。なお、少数ではありますが、大田区外を主な活動地域としている団体もありました（1 団体；1.3%）。

表 3 - 4 団体の主な活動地域

	回答数	割合
大森地域	27	33.8%
調布地域	12	15.0%
蒲田地域	26	32.5%
梹谷・羽田地域	3	3.8%
大田区外	1	1.3%
その他	11	13.8%
総計	80	100.0%

② 「中間支援」について

- ・ 「中間支援」という言葉の認知度（n=80）

「中間支援」という言葉については、「知っている」と回答したのが 34 団体（42.5%）で最も多かった（表 3-5）。他方で、「知らない」と回答した団体も 27（33.8%）あり、「中間支援」という言葉の認知度は必ずしも高くないようです。

表 3-5 「中間支援」という言葉の認知度

	回答数	割合
知っている	34	42.5%
聞いたことはあるが内容は分からない	19	23.8%
知らない	27	33.8%
総計	80	100.0%

- ・ 「中間支援」として提供すべき資源（n=80；複数回答）

「中間支援」として提供すべきと考えられている資源としては、「情報（助成金や利用可能な支援サービスの情報等）」（66.3%）と「施設・設備（活動に必要な場所や機材等）」（63.8%）がほぼ並んでいます（表 3-6）。「資金（助成金や補助金等）」については一定のニーズがあるものの、順位としては 4 番目に留まっています。

なお、「その他」の回答としては、「つなぎ役」「それぞれの団体の得意分野につなぐ役割、安定した地域密着型の中間支援体制の提供」というものがありました。

表 3-6 「中間支援」として提供すべきと考えられている資源

	回答数	割合
ノウハウ（団体のマネジメントや専門知識等）	38	47.5%
情報（助成金や利用可能な支援サービスの情報等）	53	66.3%
施設・設備（活動に必要な場所や機材等）	51	63.8%
人材（専門家の派遣等）	23	28.8%
資金（助成金や補助金等）	31	38.8%
わからない	14	17.5%
その他	2	2.5%

- ・ 「中間支援」を担う施設に期待するサービス（n=80；複数回答）
「中間支援」を担う施設に期待するサービスは、「活動場所の提供」が最も多く（54 団体；67.5%）、次いで「団体の情報発信に対する支援」（40 団体；50.0%）となっています（表 3-7）。
「その他」としては、「期待していない」「行政との橋渡し役」「地域内の遊休施設（空き家や空き地など）のマッチング」といった回答がありました。

表 3－7 「中間支援」を担う施設に期待するサービス

	回答数	割合
活動場所の提供	54	67.5%
資金・財政的な支援	32	40.0%
団体の立ち上げに対する支援	21	26.3%
団体運営や活動に対する相談	36	45.0%
団体に関する情報の提供	29	36.3%
団体の情報発信に対する支援	40	50.0%
団体のノウハウ習得への支援	22	27.5%
他団体との交流の場の提供	34	42.5%
連携・協働先のマッチング（紹介）支援	38	47.5%
わからない	5	6.3%
その他	3	3.8%

③ 大田区の区民活動支援施設「こらぼ大森」について

- ・ 「こらぼ大森」の認知度（n=80）
「こらぼ大森」を認知している（「知っている」＋「聞いたことはあるが内容は分からない」）のは 68 団体（85.0%） でした（表 3-8）。

表 3－8 「こらぼ大森」の認知度

	回答数	割合
知っている	56	70.0%
聞いたことはあるが内容は分からない	12	15.0%
知らない	12	15.0%
総計	80	100.0%

- ・ 「こらぼ大森」の利用経験（n=80）
「こらぼ大森」の利用経験については、52団体（65.0%）が「利用したことはない」という状況でした（表3-9）。「利用したことがある」のは28団体（35.1%）で、うち「現在も利用している」のは17団体（21.3%）、「現在は利用していない」のは11団体（13.8%）となっています。

表3-9 「こらぼ大森」の利用経験

	回答数	割合
利用したことがある（現在も利用している）	17	21.3%
利用したことがある（現在は利用していない）	11	13.8%
利用したことはない	52	65.0%
総計	80	100.0%

- ・ 「こらぼ大森」を利用しなくなった理由（n=11；複数回答）
「こらぼ大森」を「利用したことがある（現在は利用していない）」と回答した団体に、利用しなくなった理由について聞きました。その理由として最も多かったのは「施設が活動拠点から遠いため」（3団体；27.3%）でした（表3-10）。
「その他」としては、「オンライン授業を優先して活動しているため」「駐車場の手配が毎回大変、機材等置ける場所が確保できなくなったため」「交通アクセスがよくないため」「うぐいすネットに対応しておらず、会議室の予約が取りづらいため」などの回答がありました。

表 3－１０ 「こらぼ大森」を利用しなくなった理由

	回答数	割合
会議室がいつも埋まっているため	0	0.0%
会議室の広さが必要としている大きさではなかったため	0	0.0%
コピー機等の施設備品に満足できなかったため	0	0.0%
施設が活動拠点から遠いため	3	27.3%
団体やNPO 法人を立ち上げるための相談機能に満足できなかったため	0	0.0%
団体運営や活動支援の相談機能に満足できなかったため	1	9.1%
区民活動団体などの情報提供に関する機能に満足できなかったため	0	0.0%
団体のイベントなど発信機能に満足できなかったため	0	0.0%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能に満足できなかったため	0	0.0%
他団体との交流の場の提供機能に満足できなかったため	0	0.0%
連携協働先のマッチング（紹介）機能に満足できなかったため	1	9.1%
団体の活動休止・解散したことで利用しなくなったため	1	9.1%
その他	7	63.6%

- ・ 「こらぼ大森」を利用したことがない理由（n=52；複数回答）

「こらぼ大森」を「利用したことはない」と回答した団体に、利用しなくなった理由について聞きました。その理由として最も多かったのは「どのような支援を受けられるのか知らないため」（28 団体；53.8%）でした（表 3-11）。

「その他」としては、「会場を安定して確保できないため」「存在を知らなかったため」などの回答がありました。

表 3－１１ 「こらぼ大森」を利用したことがない理由

	回答数	割合
会議室がいつも埋まっているため	1	1.9%
会議室の広さが必要としている大きさではなかったため	0	0.0%
コピー機等の施設備品に満足できなかったため	0	0.0%
施設が活動拠点から遠いため	22	42.3%
相談したいと思うことがないため	2	3.8%
どのような支援を受けられるのか知らないため	28	53.8%
その他	6	11.5%

- ・ 「こらぼ大森」の機能の満足度（n=28）
「こらぼ大森」を「利用したことがある」と回答した団体に、その満足度について聞いたところ、概ね満足（「満足」＋「やや満足」）が 16 団体（57.1%）を占めていました（表 3-12）。

表 3－12 「こらぼ大森」の満足度

	回答数	割合
満足	6	21.4%
やや満足	10	35.7%
どちらともいえない	11	39.3%
やや不満	0	0.0%
不満	1	3.6%
総計	28	100.0%

- ・ その理由（任意） ※抜粋
 - ✓ 調布地区から遠いため。
 - ✓ こらぼと協働で防災をすすめている。
 - ✓ 現在施設建て替え中のため、活動場所が不足している。
 - ✓ 予約が取りづらい
 - ✓ うぐいすネットで申込できないため。
 - ✓ 駐車場（車椅子車両）の不便さ。
 - ✓ 倉庫の利用ができなくなり、毎回機材持ち込みが大変になったため。
 - ✓ 施設の建て替え移行中で多少制限はあるが、部屋も安く借りられ、団体運営や IT の支援もしてくれる。
 - ✓ 現状をよく把握できていないため。
 - ✓ 中間支援として適切な機能を果たしているため。
 - ✓ 立地場所が近隣の地理に詳しくないとわからないため。
 - ✓ 学校の古い施設だったため教室単位の枠が使いにくい。
 - ✓ 近隣町会が協力している姿勢は良かったが、地域を越えての活動には難しい面があったため。
 - ✓ 相談等の活動の支援を受けたため。
 - ✓ 情報提供、相談支援、講座開催、物品貸し出しなど、多方面の支援機能があることため。
 - ✓ 車椅子で使いにくい場所があったため。
 - ✓ 団体継続の相談他、相談機能が充実していなかったため。

- よく利用している（していた）「こらぼ大森」の機能（n=28；複数回答）
よく利用している（していた）「こらぼ大森」の機能として最も多かったのは「会議室の提供」（16 団体；57.1%）で、次いで「印刷・コピー機等の施設使用備品の提供」（12 団体；42.9%）となっています。

表 3－13 よく利用している（していた）「こらぼ大森」の機能

	回答数	割合
会議室の提供	16	57.1%
印刷・コピー機等の施設使用備品の提供	12	42.9%
団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能	4	14.3%
団体運営や活動の相談機能	7	25.0%
区民活動団体などの情報提供に関する機能	8	28.6%
団体のイベントなど発信機能	8	28.6%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能	9	32.1%
他団体との交流の場の提供機能	9	32.1%
連携協働先のマッチング（紹介）機能	4	14.3%
その他	2	7.1%

- 今後、充実させてほしい「こらぼ大森」の機能（n=28；複数回答）
充実させてほしい「こらぼ大森」の機能についても、最も多かったのは「会議室の提供」（16 団体；57.1%）で、次いで「印刷・コピー機等の施設使用備品の提供」（12 団体；42.9%）、と続いています（表 3-14）。

表 3－14 今後、充実させてほしい「こらぼ大森」の機能

	回答数	割合
会議室の提供	16	57.1%
印刷・コピー機等の施設使用備品の提供	12	42.9%
団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能	3	10.7%
団体運営や活動の相談機能	7	25.0%
区民活動団体などの情報提供に関する機能	9	32.1%
団体のイベントなど発信機能	9	32.1%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能	6	21.4%
他団体との交流の場の提供機能	11	39.3%
連携協働先のマッチング（紹介）機能	9	32.1%
その他	6	21.4%

- 最も充実してほしい機能（n=28）
前問のうち、最も充実してほしい機能は「会議室の提供」（7 団体；25.0%）で、他の機能はほぼ横並びでした（表 3-15）。
なお、「その他」の回答としては、「インターネット環境」（2 団体）、「コワーキングスペース」「体育館の利用」「大きな部屋などの貸し出し」「資金調達、寄付金集めのノウハウ、ファンドレイザーの常駐」などがありました。

表 3－15 最も充実させてほしい「こらぼ大森」の機能

	回答数	割合
会議室の提供	7	25.0%
印刷・コピー機等の施設使用備品の提供	2	7.1%
団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能	0	0.0%
団体運営や活動の相談機能	3	10.7%
区民活動団体などの情報提供に関する機能	1	3.6%
団体のイベントなど発信機能	3	10.7%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能	2	7.1%
他団体との交流の場の提供機能	3	10.7%
連携協働先のマッチング（紹介）機能	2	7.1%
その他	5	17.9%
総計	28	100.0%

④ 大田区の区民活動支援施設「mics おおた」について

- 「mics おおた」の認知度（n=80）
「mics おおた」を認知している（「知っている」＋「聞いたことはあるが内容は分からない」）のは 66 団体（82.6%） でした（表 3-16）。

表 3－16 「mics おおた」の認知度

	回答数	割合
知っている	51	63.8%
聞いたことはあるが内容は分からない	15	18.8%
知らない	14	17.5%
総計	80	100.0%

- ・ 「mics おおた」の利用経験（n=80）
「こらぼ大森」の利用経験については、49 団体（61.3%）が「利用したことはない」という状況でした（表 3-17）。「利用したことがある」のは 31 団体（38.8%）で、うち「現在も利用している」のは 24 団体（30.0%）、「現在は利用していない」のは 7 団体（8.8%）となっています。

表 3－17 「mics おおた」の利用経験

	回答数	割合
利用したことがある（現在も利用している）	24	30.0%
利用したことがある（現在は利用していない）	7	8.8%
利用したことはない	49	61.3%
総計	80	100.0%

- ・ 「mics おおた」を利用しなくなった理由（n=7；複数回答）
「mics おおた」を「利用したことがある（現在は利用していない）」と回答した団体に、利用しなくなった理由について聞きました。その理由としては「会議室の広さが必要としている大きさではなかったため」「施設が活動拠点から遠いため」「団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能に満足できなかったため」「他団体との交流の場の提供機能に満足できなかったため」「連携協働先のマッチング（紹介）機能に満足できなかったため」「団体の活動休止・解散したことで利用しなくなったため」が横並びでした（表 3-18）。
「その他」としては、「電車を利用しなければならないので、地域活動としては遠くて利用しにくい」と「オンライン授業を優先しているため」などの回答がありました。

表 3－18 「mics おおた」を利用しなくなった理由

	回答数	割合
会議室がいつも埋まっているため	0	0.0%
会議室の広さが必要としている大きさではなかったため	1	14.3%
コピー機等の施設備品に満足できなかったため	0	0.0%
施設が活動拠点から遠いため	1	14.3%
団体やNPO 法人を立ち上げるための相談機能に満足できなかったため	1	14.3%
団体運営や活動支援の相談機能に満足できなかったため	0	0.0%
区民活動団体などの情報提供に関する機能に満足できなかったため	0	0.0%
団体のイベントなど発信機能に満足できなかったため	0	0.0%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能に満足できなかったため	0	0.0%
他団体との交流の場の提供機能に満足できなかったため	1	14.3%
連携協働先のマッチング（紹介）機能に満足できなかったため	1	14.3%
団体の活動休止・解散したことで利用しなくなったため	1	14.3%
その他	3	42.9%

- ・ 「mics おおた」を利用したことがない理由（n=49；複数回答）

「mics おおた」を「利用したことはない」と回答した団体に、利用しなくなった理由について聞きました。その理由として最も多かったのは「どのような支援を受けられるのか知らないため」（23 団体；46.0%）でした（表 3-19）。

「その他」としては、「会場を安定して確保できないため」「どこにあるのか知らない」「部屋の空き状況の確認方法、予約方法を知らないため」などの回答がありました。

表 3－19 「mics おおた」を利用したことがない理由

	回答数	割合
会議室がいつも埋まっているため	3	6.1%
会議室の広さが必要としている大きさではなかったため	1	2.0%
コピー機等の施設備品に満足できなかったため	0	0.0%
施設が活動拠点から遠いため	9	18.4%
相談したいと思うことがないため	11	22.4%
どのような支援を受けられるのか知らないため	23	46.9%
その他	8	16.3%

- ・ 「mics おおた」の機能の満足度（n=31）
「mics おおた」を「利用したことがある」と回答した団体に、その満足度について聞いたところ、概ね満足（「満足」＋「やや満足」）が 19 団体（61.3%）を占めていました（表 3-20）。

表 3－20 「mics おおた」の満足度

	回答数	割合
満足	8	25.8%
やや満足	11	35.5%
どちらともいえない	10	32.3%
やや不満	2	6.5%
不満	0	0.0%
総計	31	100.0%

- ・ その理由（任意） ※抜粋
 - ✓ 調布地区から遠いため。
 - ✓ 消費者センターが蒲田駅に近いため。
 - ✓ 使用頻度が低いため、良く分からない。
 - ✓ 無料の会場を増やしてほしい。
 - ✓ うぐいすネットで予約できないため
 - ✓ 施設貸ししかやっていないため。
 - ✓ 東日本大震災の時にはボランティア活動の拠点として機能し、その後は貸館機能が中心になり NPO/区民活動フォーラムの会場としても機能しているため。
 - ✓ mics おおたからの情報発信が不十分で、活動内容の詳細が不明なため。
 - ✓ 予約が取りにくい。
 - ✓ ロッカーが使えるなど充実しているため。
 - ✓ 同じ施設の消費者センターの会議室の利用料よりも安価であるため。

- よく利用している（していた）「mics おおた」の機能（n=31；複数回答）
よく利用している（していた）「mics おおた」の機能として最も多かったのは「会議室の提供」（19 団体；61.3%）で、次いで「印刷・コピー機等の施設使用備品の提供」（14 団体；45.2%）となっています。

表 3－2 1 よく利用している（していた）「mics おおた」の機能

	回答数	割合
会議室の提供	19	61.3%
印刷・コピー機等の施設使用備品の提供	14	45.2%
団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能	1	3.2%
団体運営や活動の相談機能	0	0.0%
区民活動団体などの情報提供に関する機能	2	6.5%
団体のイベントなど発信機能	7	22.6%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能	1	3.2%
他団体との交流の場の提供機能	2	6.5%
連携協働先のマッチング（紹介）機能	0	0.0%
その他	2	6.5%

- 今後、充実させてほしい「mics おおた」の機能（n=31；複数回答）
充実させてほしい「mics おおた」の機能についても、最も多かったのは「会議室の提供」（19 団体；61.3%）で、次いで「連携協働先のマッチング（紹介）機能」（12 団体；38.7%）と続いています（表 3-22）。

表 3－2 2 今後、充実させてほしい「mics おおた」の機能

	回答数	割合
会議室の提供	19	61.3%
印刷・コピー機等の施設使用備品の提供	9	29.0%
団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能	3	9.7%
団体運営や活動の相談機能	6	19.4%
区民活動団体などの情報提供に関する機能	9	29.0%
団体のイベントなど発信機能	10	32.3%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能	7	22.6%
他団体との交流の場の提供機能	10	32.3%
連携協働先のマッチング（紹介）機能	12	38.7%
その他	3	9.7%

- ・ 最も充実してほしい機能（n=31）

前問のうち、最も充実してほしい機能は「会議室の提供」（13 団体；41.9%）で、次いで「団体のイベントなど発信機能」「連携協働先のマッチング（紹介）機能」（それぞれ 4 団体；12.9%）となっています（表 3-23）。

なお、「その他」の回答としては、『mics おおた』に権限がある活動助成金の相談「資金調達、寄付金集めのノウハウ、ファンドレイザーの常駐」というものがありました。

表 3－23 最も充実させてほしい「mics おおた」の機能

	回答数	割合
会議室の提供	13	41.9%
印刷・コピー機等の施設使用備品の提供	2	6.5%
団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能	0	0.0%
団体運営や活動の相談機能	0	0.0%
区民活動団体などの情報提供に関する機能	2	6.5%
団体のイベントなど発信機能	4	12.9%
団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能	1	3.2%
他団体との交流の場の提供機能	3	9.7%
連携協働先のマッチング（紹介）機能	4	12.9%
その他	2	6.5%
総計	31	100.0%

⑤ 今後の区民活動支援施設「こらぼ大森」「mics おおた」のあり方について

- ・ 今後の区民活動支援施設の利用意向（n=80）

今後の区民活動支援施設の利用意向としては、「利用したい」が 52 団体で 65.0%を占めている（表 3-24）。

表 3－24 今後の区民活動支援施設の利用意向

	回答数	割合
利用したい	52	65.0%
利用したくない	9	11.3%
わからない	19	23.8%
総計	80	100.0%

・ その理由 (n=80)

No.	自由記述
1	現在、町内会の会館を利用しているが、会議用の設備が整っていないため。
2	1. 印刷、コピー等で使いたい。(自宅のプリンターか、近くのコンビニ等を利用) 2. 会議の場が近くに欲しい。(現在は、自宅か駅近くの喫茶店を利用)
3	希望に沿う活動拠点があれば利用はしてみたい。
4	コピー機使用のため。
5	利便性がよいから。
6	安価で利用できるから。
7	自分の地域外での、活動も必要だから。
8	事業所内外でこれまでにニーズがなかったため。
9	必要時、利用したい。
10	地域コミュニティ活性化が活動目的であり、地域に根差した活動をしていきたいから
11	助成金が得られるなら。
12	活動の際、今までは、民間施設などを利用していたが、日時希望日に利用できるなら使いたい。
13	しばらく携わっていなかった。
14	会場として借りている小学校体育館のほうが練習場所として適するから。
15	客観的なアドバイスや、必要な情報の提供を行って頂けそうだったからです。
16	活動の会場費の削減のため。
17	野外活動のため、ミーティングや情報交換の場所がない。
18	拠点から離れているので。
19	活動の展開のため。
20	無料で会議室を使えるのはボランティア団体にとって貴重です。
21	駅から遠い。
22	特にない。
23	具体的な活動支援が分からなため。
24	グラウンドで野球をすれば、問題はない。
25	安価で気軽に利用でき、人脈、ネットワークづくりの場になるから。
26	萩中文化センターほかを利用する。
27	無料もしくは低価格で駅から近いから。
28	大田区内で弦楽器の練習や発表を行える 100 名前後までの音楽施設が見つからず困っています。
29	施設についてわからない。
30	地域住民のサークル活動などを支援しているが、活動場所が不足している。
31	mics おおたは、蒲田駅から近く利用しやすい。
32	民主主義、社会教育の根幹に関わる機能を有しているため。
33	どのように利用、支援に繋がっていくか調べてから利用を考えたい。
34	本法人として活用方法が思い浮かばない。
35	活動場所として利用したいため。
36	様々な団体と繋がることのできる貴重な場だと思うので。
37	活動場所として利用できれば良いと思う。
38	会議室等イベントで使用したい。
39	施設を利用するニーズが今のところないため。
40	他の活動の方々と話がしたいと思いますので。
41	遠方のため。
42	独自の会場を確保しているため。
43	コピー機や紙折り機などの利用できるのは便利であり、区民活動支援施設が無くなれば、区民活動が衰退すると思うから。
44	手軽で安く借りられる、活動する場所の確保として。
45	活動の場の選択肢の一つとして。
46	クラブの場を広めたい。
47	信頼のある組織が運営している施設なので安心して使用できるから。

No.	自由記述
48	活動場所が少ないから。
49	活動の多角化を考えているから。
50	大田区内の地価は高く、集まる場所は限られている。集まりやすく、プラスアルファの魅力が備わっていてほしい。
51	団体の運営相談などをしたい場合がある。
52	利用するかどうかは必要性和支援内容によるため。
53	他に区民活動に特化した施設がないため。
54	・施設（こらぼ大森）利用（会議室・印刷機等） ・IT 関係の講座やレベルアップ講座
55	他団体との交流や、学習の場、相談機能、集会機能を活用したい。
56	区内の情報を得たい。
57	今のところ使う予定がないから。
58	現在の場所で問題ないから。
59	いずれも素晴らしい公平な機会提供を行っていますが、やはり地域活動というものには近隣の拠点が必要です。また、活動のあとがレンタルした時間のあとはすべて消えてしまうようなものではなくて、そこで行われたことが場所として記憶されていくようなものが必要だと思います。したがって、区民一般に公平に利用機会を与えるという目的とは別の、より地域的・継続的な市民の多様な活動を地域というくくりで活性化するような場所づくりを目的とした政策が必要なのではないかと思います。そして、その場所にもっとも近いのが自治会の会館であるので、自治会が高齢化しつつあっても、そうした場所をできるだけ各地域で残し、充実できるような政策を期待します。
60	業務で利用させていただいており、活動で利用していないため。
61	まだ、その施設の詳細がわかっていないため。
62	mics おおたの多目的室を使用していますが、会場代が無料の為と問えも資金的に利用しやすい。
63	印刷、会議室が安く使えるから。
64	施設についての情報がないため。
65	活動回数を増やせる。
66	活動拠点として重要であるから。
67	支援内容がよくわかっていないため。
68	自身の団体内では得られない情報やノウハウなどソフト面、また場所や印刷等ハード面双方で支援を得たいため。
69	利用してみなければ当 NPO 法人に必要なかどうか分からないため。
70	下記質問項目のさらに充実させて欲しい事業の提供があることをよく知らなかった。
71	必要性がない。
72	特になし。
73	必要性がない。
74	特にありません。
75	必要性がない。
76	これから活動範囲を広げたいと考えているので、どのような連携・協働ができるのか、探っていきたい。
77	活動をよりよくするため。
78	会の運営上、必要。
79	団体継続にとって、法令や、経営の相談、相談先や連携・協働先、交流の場は、必須である。
80	部屋の確保と部屋代が運営において一番負担が大きいから。

- 区民活動支援施設において充実させてほしい機会や場の提供 (n=80; 複数回答)
 今後、区民活動支援施設に充実させてほしい機会や場の提供については、「同じ活動分野の団体同士の交流の場」(37 団体; 46.3%) が最も多く、次いで「地域住民との交流の場」(34 団体; 42.5%)、「活動の周知・啓発の場」「行政との交流の場」(それぞれ 32 団体; 40.0%) となっています。

表 3-25 区民活動支援施設において充実させてほしい機会や場の提供

	回答数	割合
若年層の世代との交流の場	26	32.5%
同じ活動分野の団体同士の交流の場	37	46.3%
異なる活動分野の団体同士の交流の場	31	38.8%
活動の周知・啓発の場	32	40.0%
事業実施の場	28	35.0%
行政との交流の場	32	40.0%
地域住民との交流の場	34	42.5%
事業者との交流の場	23	28.8%
特になし	7	8.8%
その他	5	6.3%

- 最も充実させてほしい機会や場の提供 (n=80; 複数回答)
 前問のうち、最も充実してほしい機会や場の提供は「同じ活動分野の団体同士の交流の場」「事業実施の場」(それぞれ 12 団体; 15.0%) で、次いで「地域住民との交流の場」(11 団体; 13.8%) となっています (表 3-26)。
 なお、「その他」の回答としては、「PPP のための枠組み拡充」「クラウドファンディングの協力 (SNS などでのフォロー)」というものがありました。

表 3－26 最も充実させてほしい機会や場の提供

	回答数	割合
若年層の世代との交流の場	9	11.3%
同じ活動分野の団体同士の交流の場	12	15.0%
異なる活動分野の団体同士の交流の場	9	11.3%
活動の周知・啓発の場	9	11.3%
事業実施の場	12	15.0%
行政との交流の場	9	11.3%
地域住民との交流の場	11	13.8%
事業者との交流の場	0	0.0%
特にない	6	7.5%
その他	3	3.8%
総計	80	100.0%

- ・ 区民活動支援施設に相談したいこと（n=80；複数回答）

区民活動を行う上で、区民活動支援施設に相談したいことについては、「活動する拠点や場について」が最も多く（32 団体；40.0%）、次いで「活動資金の調達について」（30 団体；37.5%）、「助成金の申請に関する相談について」（29 団体；36.3%）となっています（表 3-27）。

表 3－27 区民活動支援施設に相談したいこと

	回答数	割合
助成金の申請に関する相談について	29	36.3%
活動資金の調達について	30	37.5%
他団体との交流について	22	27.5%
若年層の活動者の取り込みについて	21	26.3%
行政との関わりについて	22	27.5%
活動の情報発信・啓発について	26	32.5%
活動する拠点や場について	32	40.0%
地域住民への理解について	20	25.0%
法令等の相談について	11	13.8%
団体の会計事務について	12	15.0%
活動に関連する ICT 化やオンライン化について	13	16.3%
団体の設立方法について	4	5.0%
活動の開始方法について	4	5.0%
相談先や連携・協働先について（マッチング）	19	23.8%
特に相談したいことはない	6	7.5%
その他	5	6.3%

・ 最も相談したいこと（n=80）

前問のうち、最も相談したいことは「活動する拠点や場について」（14 団体；17.5%）で、次いで「活動資金の調達について」（9 団体；11.3%）となっています（表 3-28）。

なお、「その他」の回答としては、「活動していて生じる問題全般」「会員募集の相談」「空き家・空き地の利用」「資金調達、寄付金集め」というものがありました。

表 3-28 最も相談したいこと

	回答数	割合
助成金の申請に関する相談について	3	3.8%
活動資金の調達について	9	11.3%
他団体との交流について	4	5.0%
若年層の活動者の取り込みについて	7	8.8%
行政との関わりについて	7	8.8%
活動の情報発信・啓発について	7	8.8%
活動する拠点や場について	14	17.5%
地域住民への理解について	3	3.8%
法令等の相談について	3	3.8%
団体の会計事務について	1	1.3%
活動に関連する ICT 化やオンライン化について	3	3.8%
団体の設立方法について	0	0.0%
活動の開始方法について	0	0.0%
相談先や連携・協働先について（マッチング）	6	7.5%
特に相談したいことはない	8	10.0%
その他	5	6.3%
総計	80	100.0%

⑥ その他（n=112）

- ・ 区民活動支援や中間支援、連携・協働についてのご意見・ご感想

その他、**⑥** 区民活動支援や中間支援、連携・協働について意見・感想は、表 3-29 のとおりです。なお、回答から区民活動団体の特定を避けるため、データの修正・削除等を実施しています。

表 3-29 区民活動支援や中間支援、連携・協働についての意見・感想

No.	その他
1	区内の拠点を増やしてほしい。現在は、蒲田地区と大森地区にしか拠点がなく、公共交通機関を使わないでも、（せめて自転車でいける範囲に）いつでも気軽に集まったり機能を利用できる場が欲しいです。
2	区民活動を行うことへの広報をさらに充実し、オーチャネットの利用を PR して頂きたい。
3	(1)中間支援施設だけでなく、大田区内にある 1700 を超える社会教育団体の連携策。 (2)会員高齢化などに団体存続が難しい団体が多くなっています。これに対する対策を検討してほしい。
4	連携の機会が色々な形で広がるとよりよいと思います。
5	これから、活動します。
6	特にありません。
7	行政とのコミュニケーションが不足している。担当者に充分理解されていると感じられ

No.	その他
	ず、質問、意見の場が少なすぎる。
8	辞めてしまった団体の話、何故うまくいかなかったか、どんな助けがあれば続けられたかなど難しいと思うが有意義だと思う。既に暫く続けている団体が窮地をどう乗り越えてきたか、でも良い。
9	中間支援の関係者の方に、私たちの活動場所へのご訪問を頂けるとありがたいです。
10	まだ活動に必要な安く使える集会場が不足している。また活動に必要な機材を置く倉庫機能も不足している。さらなる充実を求めたい。
11	スタートアップ助成では大変お世話になり、お蔭さまで15年もの間活動してこられました。私も歳と共に1人での外出が困難になり、車椅子車両の置ける駐車場スペースの確保、そして多目的トイレがある場所でしか安心して出かけられなくなりました。区民活動支援施設には常にこのようなことも含め、検討して頂けたらと切に願います。
12	特になし
13	私の場合は、”区民活動”とか”連携・協働”などという言葉は知ってはいても、それを意識して活動を始めたわけではなく、それに該当することだと後々気が付きました。実は裾野には、私のようにあまり意識せず、実際には活動をされている方も案外多いのではないかと思います。また今後、時代の変化とともに、活動もその枠組みや役割が変わっていくかと思っています。言葉に引っ張られることなく、自主的な活動の裾野が広がっていくような支援や、少子高齢化で役割を果たせなくなるような”区民活動”の変化・課題に、”中間支援組織”が寄与できるような機能となるといいなと思います。(うまく整理できていません。すみません)
14	特にない。
15	地域包括支援センターの協力を得て活動が活発に行われていたが、指定業者が変更になったことで、協力が得られなくなった。地域住民にとっては、指定業者が変わったことは関係なく(または知らない)、引き続き使えるものと思っていたが混乱を招くこととなった。
16	大切なアンケート調査を行っていただきありがとうございます。設問中に、新規相談の需要に関するものがありましたが、新規に区民活動団体を運営する人たちのニーズについては、既存の団体関係者の経験も踏まえて、詳しく聞き取りをしていただけるとよいと思いました。
17	他の活動している方々の全体会議があると、いいと思います、大田区を楽しい区にするためにもと思います。
18	施設が活動場所と離れているため、相談以外ではなかなか簡単に利用ができない。担当人材を常駐させるのは難しいとしても、各地域に存在する身近な出張所の一部に、会議室利用や、情報発信の場など、中間支援の機能をもたせてもらえれば、大田区内各地でよい活動をしている団体は沢山あるので、区民に役立つ活動が広がり、周知されるのではないかと。
19	大田区がそのような活動を強化しているとは思っていない。
20	団体に所属していない団体にも支援や連携をしてほしい。
21	対面式の説明会等があれば参加させて頂きたいです。
22	団体同士が連携できるような行政の働きかけが特に重要。
23	それぞれの団体の得手や特色が理解できていないとマッチングも難しい。その建物にとどまらず各団体の活動場所での様子なども見ながら団体間のマッチングによりより地域の活性化が出来るように活動してほしい。
24	団体それぞれの課題や問題を寄り添う形で相談支援機能を充実化してほしい
25	いつもありがとうございます
26	これまで「地域」というあいまいなコミュニティを支えていたのは、労働時間の短い主婦など地域で主に生活する人々でした。しかし、共働きの増加、労働時間・密度の過酷化、余暇の遠距離化といった事情で、地域に余力を割ける人々は高齢化とともにかなり縮減していると思います。したがって、中間支援組織としてそれをひとつのサービス体系として提供することは本当に必要なことだと思います。一方で、それが既存の行政サービスの外部化であったり、場所の時間貸しにとどまってはならないと思います。中間支援は高度な専門職であり、それに相当な調査や予算(つまりは雇用)が必要だと思います。コミュニティは自然に生じるものではなく、ボランティアは当然の労働力ではないということ、しかし、インフラや設備更新に比べればはるかに導入・維持・停止が簡

No.	その他
	単な小規模な予算でそれが実現できるという可能性を、区は積極的に活かしていただきたいと思います。
27	特にございません
28	私達任意団体と法人の活動では規模が違いすぎますが、区民活動のくくりでいいのかなと思います。
29	民間だけで、子ども・家庭の問題に取り組んできましたが、行政との関わり抜きでは、実効力ある取り組みが難しいと感じています。不登校や虐待などは長い期間あるいは定期的に取り組んでいくことが重要で、そのためには行政との連携・協働が大事だと思っています。
30	チラシやフライヤーの配架以外に分野別（例、語学、環境 etc）団体の紹介コーナーを設けて欲しい。
31	相談など、施設や、事務所などに入りやすい雰囲気が必要です。
32	公共施設をもっと利用しやすくしてほしい。うぐいすネット n 空き検索機能の追加、部屋代の低価格化、利用ルール自由度向上（文化センターも飲食 OK に。せめて調理室だけでも）

（２）ヒアリング調査結果の概要

ヒアリング調査では、「世田谷ボランティアセンター」、「さがみはら市民活動サポートセンター」、「区民活動支援施設大森（こらぼ大森）」、「区民活動支援施設蒲田（mics おおた）」の４施設（団体）を対象としました。以下では、主に「団体の基本情報」、「施設の目的・ミッション」、「提供している中間支援機能（サービス）」、「運営状況」「パートナーシップ・ネットワークの現状」、「課題とニーズ」、「その他」という７つの視点からヒアリング結果を整理しています。

① 世田谷ボランティアセンター(団体名：世田谷ボランティア協会)

・ 団体の概要

世田谷ボランティア協会は、昭和 56 年 10 月に任意団体として設立され、平成 8 年 10 月には法人格（社会福祉法人）を取得しました。活動の柱は、ボランティア・市民活動推進事業、災害ボランティアセンター事業、福祉事業です。

・ 施設の目的・ミッション

✓ 設立の目的

ボランティア活動の充実を目的に設立されました。世田谷区は区域面積が 23 区では大田区に次いで広く、ボランティアセンターに加えて地域拠点（地域に各 1 か所のボランティアビューロー）を整備し、活動の地域展開を図っています。

✓ 施設のビジョン・ミッション

俳優でもあった世田谷ボランティア協会元理事長の牟田悌三氏が提唱した「おたがいさま宣言」があります。これは、誰でも地域社会の中で支

え合い、つながりをもつことができ、尊重し合って安心して暮らすことができる社会を目指すものです。

- ・ 提供している中間支援機能（サービス）について

- ✓ 中間支援における役割

世田谷ボランティア協会が提供する事業は大きく3つあります。第1は、コーディネート事業です。ボランティアしたい人やボランティアを求めている人とのボランティアマッチング、市民活動・NPO 団体の活動相談、ボランティア情報誌「セボネ」の発行などを行っています。第2は、せたがや災害ボランティアセンター事業です。災害ボランティア養成講座などを開き、災害ボランティアの養成に取り組んでいます。第3は、ボランティア学習事業です。子どもたちを対象に、ボランティアについて学び、体験してもらう機会を提供しています。

- ✓ 対象者（年齢層、地域、ニーズなど）

コーディネート事業では、ボランティア活動を行う個人や、市民活動・NPO 団体を対象にしています。災害ボランティア事業では、区内5大学にボランティアセンターを設置しているほか、災害ボランティア・災害ボランティアコーディネーターとして性別問わず、幅広い年齢層の方約900名にご登録いただいています。

- ✓ 支援を行う際に、特に重要視している点

地域活動、地域課題に自分たちで向き合おうとする人を増やすことが大事だと考えています。

- ✓ 成果や効果、課題

ボランティアのマッチングは、多くが区内5地域にあるボランティアビューローで成立していますが、ボランティアマッチングサイト「おたがいさま bank」経由で成立するものも多くあります。区域が広いため、平時のみならず、災害時においても、地域拠点は重要な役割を果たすと考えています。

- ・ 運営状況

- ✓ 財源、予算規模

約7割が区からの補助金で、大半は福祉事業部の事業に関するものです。委託料では、災害ボランティアセンター事業に関するものが多いです。

- ✓ スタッフの状況

ボランティア・市民活動推進第 1 部には 3 名の常勤スタッフと 4 名の臨時職員（非常勤スタッフ）が、ボランティア・市民活動推進第 2 部（災害ボランティアセンター）には 3 名の常勤スタッフと 2 名の臨時職員（非常勤スタッフ）がいます。
- ✓ ボランティアの活用状況

ボランティアをマッチングする取組みとして、ボランティア情報ガイド「おたがいさま bank」の運営を行っています。また、AI システムを用いたその方の関心に合ったボランティア活動を紹介するマッチングサイト世田谷版 GBER（ジーバー）を令和 4 年から運営しています。
- ・ パートナiership・ネットワークの現状
 - ✓ 他の団体や機関、行政との連携状況

区内に 17 ある大学・学部のうち 8 大学 16 団体のボランティアサークルで構成する「せたがや学生ボランティアネットワーク」を通して区と共に連携するとともに、活動報告や地域活動団体との交流を行うフォーラムも開催しています。
 - ✓ 地域コミュニティとの関わり

区内 5 地域にボランティアビューローを設け、相談・活動の拠点としています
- ・ 課題とニーズ
 - ✓ 現在抱えている課題、今後の改善点

ボランティアマッチングについての情報管理の一部を紙ベースで行っていたため、現在、オンラインシステムに移行する作業を進めています。
- ・ その他
 - ✓ 施設の広報、情報発信のあり方

ボランティア情報誌として「セボネ」を毎月発行しています。また、ホームページでの情報発信に加え、Facebook や Instagram（令和 6 年 1 月開設）での情報発信も行っています。
 - ✓ 大田区における連携・協働の推進に向けたアドバイス、助言

行政とボランティア協会の双方に、お互いのことを知っている人がいると、相互理解が促進され、活動が円滑になるのではないのでしょうか。

② さがみはら市民活動サポートセンター

・ 団体の概要

さがみはら市民活動サポートセンター（以下、「SC」といいます。）は、平成 14 年にさがみはら市民会議を運営団体として設立されました。平成 18 年からは、従来の委託方式から相模原市との協働運営方式へと運営方式を変更し、現在に至ります。

・ 施設の目的・ミッション

✓ 設立の目的

「みんなの思いをつなげよう～市民活動のネットワークから市民の手に
よるまちづくりを～」をスローガンに掲げ、「市民が主体的にまちづくりを
行う都市」をビジョンとして活動しています。

✓ 施設のビジョンやミッション

SC のミッションは、市民活動の周知、市民活動団体の自立支援、個人や
企業その他と団体の橋渡しです。

・ 提供している中間支援機能（サービス）について

✓ 中間支援における役割

SC の事業は大きく 4 つです。第 1 は、情報の収集及び提供です。隔月
15 日に広報誌「さぽせんナウ」を発行し、登録団体やイベントの紹介など
を行っています。ホームページや、SNS を通した発信も行っています。第
2 は、相談の受付です。団体の設立や運営に関する事項についての相談を
受け付けています。第 3 は、施設・物品の貸出です。SC では、市民活動に
関するものであれば、施設や物品を無料で使用できます。第 4 は、各種講
座の実施です。団体の運営に必要な財務やマネジメントなどについて
講座を開き、団体のスキルアップを図っています。

✓ 支援を行う際に、特に重要視している点

自分たちだけで活動ができ、SC の必要性を感じていない団体もありま
すが、どんな活動をしているか記事やチラシに載せるときはスタッフが連
絡を取り合います。印刷に来るときに声をかけるのもサポートで、SC を身
近に感じてもらう取組みです。

✓ 成果や効果、課題

自分がやっていることが市民活動だと言われて初めて気づく人もいます。
誰かが何かをやってくれていることを実感すると、市民活動ももう少しメ

ジャーになるのではないのでしょうか。そもそも市民活動という言葉自体が固く、浸透させるのにも時間がかかります。（市民活動の）敷居をもっと下げたいです。

- ・ 運営状況

- ✓ スタッフの状況

常勤のスタッフは、センター長と補佐の2名のみで、それ以外にアルバイトのスタッフが8名います。私達よりスタッフのほうが経験豊富で、かつ運営に携わってきた人たちのため、教えてもらいながらやっています。

- ✓ ボランティアの活用状況

SCでは、たすかるバンクという、ボランティアが欲しい団体とボランティアをしたい個人とをマッチングする事業を実施しています。

- ・ パートナリシップ・ネットワークの現状

- ✓ 他の団体や機関、行政との連携状況

自治会・町会のような地域活動と青少年育成活動、市民活動、生涯学習と、全部似ているが、分断している感じになっています。本当はそこが地域の主体、コミュニティとして手を携えるのが協働だと思います。交流支援、協働支援は面で捉えないといけません。

- ✓ ネットワークや協力関係の詳細

今年のSCではボランティアに特化し、ボランティアを目指している人から話を聞くなどしています。相模原市の場合、ボランティアは社協とのイメージが強いです。ボランティアには色んな面があることをアピールしています。実際にボランティアをやっている人からの話も聞いて、今後のボランティアのあり方について考えていきたいです。

- ・ 課題とニーズ

- ✓ 現在抱えている課題、今後の改善点

どこの組織でも共通だと思いますが、世代交代です。団体もうち(SC)もそうです。市民活動は、思いから始まっているため、思いの継続、継承のためには創設者が長い間やらなければいけません。団体としては解散するところが非常に増えています。逆に、コロナから立ち上がっている、少し年齢が低い人たちも登録している状態です。考えようによっては、「ミッションが終われば終わり」ともいえますが、そこにどうやってサポートしていくかは考えていかなければいけません。

- ・ その他

- ✓ 施設の広報、情報発信のあり方

とりあえずやってみる姿勢を大切にしています。結果を出すのはやってみてからで、やる前から「それはやめたほうがいい」とは言わないようにしています。

- ✓ 相模原市における連携・協働の推進に向けたアドバイス、助言

ミッション・ビジョンを打ち出すことで、それに基づいて活動が進んでいきます。それを行政とも共有することで、芯の部分で共通認識を持つことができます。

③ 区民活動支援施設大森（こらぼ大森）

- ・ 団体の概要

NPO 大森コラボレーションは、平成 14 年に廃校となった旧大森第六小学校の施設活用協議会を母体として、平成 17 年に、こらぼ大森の運営を担うことを目的として発足した団体です。翌年に大田区より管理受託を受け、複合施設の再編工事に伴う指定管理業務の終了（令和 3 年）まで、17 年に渡りこらぼ大森の運営を担ってきました。

- 施設の目的・ミッション

- ・ 設立の目的、施設のビジョンやミッション

住民側からの要請で、廃校になる小学校を地域に役立つ施設に生まれ変わってもらいたいとのことで、区と連携し、共同で作り上げました。地域住民の求めるものを大事にして、約 3 年間「活用協議会」で地域住民との話し合いを通して築き上げてきました。

機能としては、第一に子供施設（児童館）があります。また、高齢化問題を念頭に、高齢者にも使いやすい施設・機能を目指しています。

- ・ 提供している中間支援機能（サービス）について

- ✓ 中間支援における役割

こらぼ大森の事業は大きく 3 つ挙げられます。第 1 は、区民利用施設事業です。区民に対し、グラウンド、体育館、多目的室などを登録制で貸し出しています。第 2 は、協働支援事業です。地域で活動する NPO・区民活動団体の支援と連携と協働の実践支援を行っています。具体的には、情報交流室による区民活動の相談支援、各種講座の実施、会議室、共同事務室、ロッカー、倉庫、メールボックスの貸し出しなどです。第 3 は、自主事業です。法人独自の事業で、地域住民の健康づくり、仲間づくり、社会貢献活動への参画などを推し進める事業です。

- ✓ 対象者（年齢層、地域、ニーズなど）

子供、高齢者、障がい者、NPO、区民活動団体などを対象にしています。

- ✓ 成果や効果、課題

自治会・町会との連携が強いため、地域の認知度は高いです。自治会・町会活動の支援も実施しています。ただ、その他の地域からの認知度は低いのが課題です。駅から遠く、他地域の人にとっては利便性が悪いことも影響していると考えられます。

- ・ パートナーシップ・ネットワークの現状
 - ✓ 他の団体や機関、行政との連携状況

夏祭りを毎年実施しています。自治会・町会、青少年育成団体、区民活動団体も参加し、交流の場となっています。
 - ✓ 地域コミュニティとの関わり

区民活動団体、自治会・町会、民生委員、おやじの会、スポーツクラブ、小学校・中学校、地域包括支援センター大森等と連携しています。また、リハビリデイサービスなごみ、(株) いちしんウェルフェア、蒲田リハビリテーション病院等から介護予防体操の講師がボランティア参画しています。
 - ✓ ネットワークや協力関係の詳細

防災まちづくり研究会との交流で、在宅避難の冊子を作成しました。冊子は民生委員を通して要支援者に配布し、希望する町会にも配布しました。また、年一回開催している地域住民向けの在宅避難ワークショップでも配布しています。
- ・ 課題とニーズ
 - ✓ 現在抱えている課題、今後の改善点

立地の不便さと IT 環境の整備です。特に、IT 環境の整備については、若い人に区民活動を理解してもらう上で重要であると考えています。
- ・ その他
 - ✓ 施設の広報、情報発信のあり方

広報事業、情報提供を重点的に実施していきます。広報誌は季刊で提供しており、区民活動団体の存在を区民にアピールするとともに、参画を促しています。
 - ✓ 大田区における連携・協働の推進に向けたアドバイス、助言

近年、こうした施設の運営を大きな企業に委託する流れになっています。責任が重く、運営には金銭面を含め多大な労力がかかる以上、仕方ない部分もあると思う一方、地域住民との協働を無視した単純なサービス業になってしまえば、人々のつながりを担保することができないのではないかと思います。

区民協働施設のコーディネーター役を地域の人が行い、地域間で相互参照が生まれ、活発化することが望ましいです。そうした形が公共施設を作る原点だということを念頭に、地域の人はどうやって参画し、自治を作っていくかを後押しするのが区役所の中間支援機能だと感じています。

④ 区民活動支援施設蒲田（mics おおた）

- ・ 団体の概要

mics おおたは、平成 22 年に開設され、平成 27 年からは、正式に運営を団体として受託しました。

- ・ 施設の目的・ミッション

- ✓ 設立の目的

協働事業の推進支援や、自治会・町会と区民活動団体の連携支援を目的として設立されました。

- ✓ 施設のビジョンやミッション

住民・事業者・行政、相互の交流と理解を深めることで、地域の連携を推進し、地域の特性を生かした豊かな社会の実現に寄与することを目的としています。

- ・ 提供している中間支援機能（サービス）について

- ✓ 中間支援における役割 ※

区民・事業者・行政、相互の連携・協働で開催する地域イベントの企画・運営、学校活動の支援等の支援事業、活動事例の収集・分析等の調査研究事業、連携・協働による地域活動に関する講習会、セミナー等を開催する普及啓発事業などを行っています。

- ✓ 対象者（年齢層、地域、ニーズなど）

区内全域の一般区民を対象にしています。また、連携・協働事業の実施主体として、行政、事業者、区民活動団体があります。

- ✓ 支援を行う際に、特に重要視している点

連携・協働事業を、行政、事業者、区民活動団体の三者が関われる形で実施することを意識しています。また、その際には、当事者に少しでも「自分がないとできなかった」と思わせることが大事だと考えています。

- ✓ 成果や効果、課題

区民活動の困りごと、連携したいことなど区民活動団体側からの相談も、行政サイドからの連携の相談もあります。事業実施にあたっては、これまでの活動実績を元に提案を行います、(受託) 契約の範囲外だと行政側に断られることもあります。

- ・ 運営状況

- ✓ スタッフの状況

- 6名のスタッフがいます。3名は防災など連携・協働プロジェクトに携わっていて、残りの3名は施設業務を担当しています。

- ・ パートナシップ・ネットワークの現状

- ✓ 他の団体や機関、行政との連携状況

- 寄せられた相談を元に、他の主体と繋いで連携・協働事業を行っています。例えば、ある事業者から環境整備活動がしたいとの相談がありました。そこで、区民活動団体や行政（環境課）とつなぎ、「海ごみゼロウィーク」を実施しました。参加者に自然に関心を持ってもらう上でも有効であったと感じます。

- ✓ ネットワークや協力関係の詳細

- 区民活動団体は、行政の目が届かない補完する役割を持っています。そうした団体の気づきを行政に知ってもらい、行政としての裏付けをしてもらうことが重要だと考えています。また、そこに事業者も社会貢献活動という形で参加してもらえれば、行政、事業者、区民活動団体の三者を繋いだ効果的な連携・協働が実現できると考えています。

- ・ 課題とニーズ

- 人材の育成です。ある団体にいると、結局は自分の団体の利益になるかどうかという視点でしか物事を考えられませんか。そうではなく、俯瞰的な視点から、シナジーを生み出す団体を繋げていく視点が必要だと考えます。

- ・ その他

- ✓ 施設の広報、情報発信のあり方

- LINE を使った情報発信を進めようと考えています。施設については、地域の人・区民活動団体が相談や会議で利用することを想定しており、元々「オール大田」として使ってもらう意識はありません。

- ✓ 大田区における連携・協働の推進に向けたアドバイス、助言

協働を担当する部署があること自体、協働が上手くいっていないことの証左ではないでしょうか。行政の内部での協働が不十分だと感じます。行政側からアイデアを求めているのに、予算をつけない事例もあります。区の助成金制度もありますが、使い方を今一度考えるべきだと思います。

（３）調査結果の分析と今後に向けた示唆

ここまで、アンケート調査とヒアリング調査の結果について概観をしてきました。以下では、調査の分析結果から、どのような示唆が得られるのかについて、整理していきます。

① 区民活動団体の成長フェーズに応じた「中間支援」の必要性

- 団体の活動年数「5年未満」の団体は、半数が「中間支援」という言葉を「知らない」。一方、「5年以上～20年未満」の団体は、「中間支援」という言葉を認知している割合（「1. 知っている」＋「2. 聞いたことはあるが内容は分からない」）が約6～8割に達する。
⇒ 団体の活動年数とともに、「中間支援」という言葉を認知するようになる。
- 団体の活動が3年以上継続できると「資金」へのニーズは低下し、「情報」「施設・設備」「ノウハウ」へのニーズが高まる。
⇒ 団体がどの成長フェーズにあるかによって、求められる支援内容が異なる。

② 「こらぼ大森」の利用状況とニーズ

- 「こらぼ大森」の認知度（「知っている」＋「聞いたことはあるが内容は分からない」）は、活動年数が「3年未満」の団体では6割程度である。一方、「3年以上」の団体では、認知度が8割を超えている。
⇒ 団体の活動年数とともに、「こらぼ大森」の認知度も上がる。
- 活動地域が「大森地域」の団体は「利用したことがある」経験の割合が相対的に高く、それ以外の地域の団体は「3. 利用したことがない」が8割を超えている。
⇒ 「こらぼ大森」の利用経験は、施設の立地が影響を与えている。
- 「中間支援」を担う施設に期待するサービスでは、「活動場所の提供」「団体の情報発信に対する支援」「連携・協働先のマッチング（紹介）支援」が高い割合を示していた。しかし、「こらぼ大森」では「団体のイベントなど発信機能」「連携協働先のマッチング（紹介）機能」はあまり利用されていない。
- 今後、「こらぼ大森」に最も充実してほしい機能としては、「1. 会議室の提供」が最多である。その他の機能については、ほぼ横並びであるが、「3. 団体やNPO法人を立ち上げるための相談機能」についてはあまり重視されていない。

⇒ 活動場所として、「こらぼ大森」は大きな役割を求められている。

③ 「mics おおた」について

- 「mics おおた」の認知度（「知っている」＋「聞いたことはあるが内容は分からない」）は、活動年数が「3 年未満」の団体では 6 割程度である。一方、「3 年以上」の団体では、認知度が 7 割を超えている。

⇒ 団体の活動年数とともに、「mics おおた」の認知度も上がる。

- 「蒲田地域」の団体でも、過半数が「mics おおた」からどのような支援を受けられるのか認知していない。

⇒ 「mics おおた」でどのような支援を受けられるか、情報発信・周知を図る必要がある。

- 「中間支援」を担う施設に期待するサービスでは、「活動場所の提供」「団体の情報発信に対する支援」「連携・協働先のマッチング（紹介）支援」が高い割合を示していた。しかし、「mics おおた」では「連携協働先のマッチング（紹介）機能」は利用されていない。
- 今後、「mics おおた」に最も充実してほしい機能としては、「会議室の提供」が最多である。その他の機能については、ほぼ横並びであるが、「団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能」「団体運営や活動の相談機能」についてはあまり重視されていない。

⇒ 活動場所として、「mics おおた」は大きな役割を求められている。

④ 今後の区民活動支援施設について

- 区民活動支援施設は、全体で 65.0%の団体で利用意向がある。
- 区民活動支援施設へ求める場や機会については、「同じ活動分野の団体同士の交流の場」「事業実施の場」「地域住民との交流の場」への期待が高く、「8. 事業者との交流の場」以外はほぼ横並びである。
- 区民活動支援施設へ相談したいことでは、「活動する拠点や場について」「活動資金の調達について」の期待が高い。

4. 提言：今後の求められる政策の方向性

ここまで、アンケート調査とヒアリング調査の結果をもとに、区民活動団体の中間支援に対するニーズや中間支援機能を担う施設の実態等を把握することを試みてきました。区内の区民活動団体に目を向けてみると、防災、子育て、環境などさまざまな分野での活動が展開されています。本調査からは、そうした団体が設立からどの成長フェーズにあるのかによって、求められる中間支援のあり方が異なることが示唆されました。また、区民活動支援施設においては、設立までの経緯や管理・運営主体の方針によって、それぞれ特長があることが明らかとなりました。

大田区においても、長期的には少子高齢化と労働人口減少による影響が避けられません。今後も「連携・協働」を推進し、持続可能な地域社会を実現していくためには、区民活動団体の活力が不可欠です。アンケート調査で示されたように、区民活動団体の65.0%は、今後区民活動支援施設を利用したいと考えており、そうしたニーズに応えていくことが必要です。そのためには、求められる中間支援機能の強化と、それを担う施設の充実・拡充が求められます。そこで、今後の政策の方向性として、以下の4つを提言します。

（1）今後求められる政策の方向性

政策の方向性1：区民活動団体の持続可能な運営を支える基盤整備

区民活動団体が持続可能な活動を展開していくためには、その運営を支える基盤整備を図ることが重要です。しかし、区民活動団体は活動年数、分野、ミッションや規模など多様であり、画一的な支援では対応が困難です。そこで、団体が課題に直面した際、まずは区民活動支援施設が相談できる窓口であるということを明確にする必要があります。そのうえで、以下の施策・取組みの充実・強化を求めます。

【施策・取組み】

① 区民活動団体の成長フェーズに応じた支援

区民活動団体には、設立から3年前後まで、財政面や活動場所、情報発信、マッチング（紹介）といった支援が求められる傾向があります。活動が安定しはじめる3年以降は、財政的な支援ニーズは低下し、団体規模の拡大に伴う組織基盤強化が課題となってきます。そうした団体の成長フェーズに合わせた中間支援を、区民活動支援施設が伴走的に実施する体制整備が必要です。

② 活動場所と設備提供の拡充

区民活動をおこなううえで、その場を確保することは不可欠です。そこで、区民活動支援施設の会議室やコワーキングスペース、設備、備品等を拡充するとともに、予約方法や使いやすさを改善することが求められます。

③ 情報提供と発信支援の強化

区民活動支援施設による情報発信・提供力を強化する必要があります。助成金情報や支援サービスの発信・周知を一層推進するとともに、区民活動団体によるイベント情報の発信支援をおこなう仕組みを整備することが求められます。

④ 専門的な相談への対応

法令対応や個人情報管理、資金調達、外部評価（診断）、ICT 活用など、区民活動団体が抱える課題のなかには、専門的な知見が求められるものも少なくありません。そこで、区民活動支援施設で専門的な相談に応じることや、外部専門団体につなげるというネットワーク構築が求められます。

政策の方向性 2：区民活動支援施設の利用促進と認知度向上

区民活動支援施設は、中間支援において重要な役割を担っています。しかしながら、本調査では、その役割や施設自体の認知度が、区民活動団体のなかでも必ずしも高くないことが示唆されました。そこで、区民活動施設の認知度向上と、地域の拠点としてもその利用促進を図ることが求められます。

【施策・取組み】

① 認知度向上に向けた情報発信

区民活動団体のアンケート調査では、区民活動支援施設の認知度は必ずしも高くありませんでした。また、施設を認知していても、どのような支援が受けられるのか知らないという状況があります。施設の認知度や役割、受けられるサービスについて、管理・運営主体が多様な手法で認知度向上を図るとともに、区による広報の支援についても視野にいれる必要があります。

② ICT の活用による施設へのアクセス向上

本調査では、施設へのアクセスの負担や煩わしさから、区民活動支援施設の利用を控えている可能性が示唆されました。そこで、区民活動施設にオンラインによる相談機能の強化を図るとともに、区民活動団体による ICT 環境の整備を促進することが重要です。

政策の方向性 3：区民活動の担い手の確保・育成

今後も区民活動を維持・活性化していくためには、それを担う人材の確保・育成が不可欠です。そこで、区民活動支援施設においても地域の潜在的な公共人材を掘り起こし、区民活動に関心を持つ区民のすそ野を広げる取組みが求められます。また、地域の自治会・町会や企業、既存の区民活動団体との交流・マッチングを図ることで、区民活動の担い手や支援者の掘り起こしをおこなうことが必要です。

【施策・取組み】

① 区民活動団体の立ち上げ支援

区民活動に関心のある区民が、その活動を始めるにあたってのスタートアップ支援が重要です。区民活動への参加や団体設立への敷居を下げることで、区民活動の担い手の確保・育成につなげることができます。

② 若年層や子育て世代の参加を促進

区民活動支援施設が区民活動団体と連携し、インターンシップやボランティアプログラムを検討・導入することで、地域の若年層や子育て世代など、幅広い区民がまちづくりに関わる機会を創出することが必要です。

③ 地域の多様な主体による交流の場の形成

同じ活動分野や異なる分野の区民活動団体、地域の自治会・町会、企業が交流できる場合は、それぞれの団体や活動を知るうえで重要です。こうしたネットワーク形成は、その後のマッチングはもとより、地域力の維持・向上にもつながるものです。

④ 中間支援を担う団体の育成

大田区において、中間支援を担うのは区民活動施設だけではありません。中間支援組織を含めた区民活動団体の担い手を育成することで、団体への中間支援へのチャネルの充実を図ることが可能です。

政策の方向性 4：政策目的の明確化と実現方法の具体化

大田区における「連携・協働」の取組みをさらに推進するためには、区民活動支援施設の充実とあわせ、区民活動を支援する区職員の理解を深めることも重要です。また、区民活動支援施設を含め、大田区における「連携・協働」の課題と成果を客観的に評価・分析することが必要です。そのためには、行政が計画に基づく成果指標を設定し、区民満足度の向上に向けた最適な政策手法を検討・選択することが求められます。

【施策・取組み】

① 職員の理解促進

区民活動の内容や担い手は、区民ニーズの変化に伴い多様化していることから、「連携・協働」に携わる区職員には最新の知見の習得と担い手に寄り添う感覚の涵養が求められます。そのための研修の充実と区民活動の現場に触れる機会の拡充が重要です。

② 評価と計画的な事業推進

「連携・協働」の効果を高めるため、区民活動施設の管理・運営を含め、行政には施策の課題や成果を評価・検証しながら計画的に事業を推進していくこと

が求められます。特に区民活動団体への支援にあたっては、団体の活動目的と支援の必要性を明確にする必要があるのと同時に、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から支援の妥当性を検証することが必要です。

③ 地域の窓口としての特別出張所との連携

区民活動団体にとって、地域で最も身近な区行政は特別出張所であることが多いです。区民活動支援施設はもとより各地区の特別出張所を通じ、本庁の各所管課が地域や活動団体の実情を把握し施策に反映するための情報共有や連絡を一層密にすることが求められます。

表 4－1 今後求められる政策の方向性

No.	政策の方向性	施策・取組み
1	区民活動団体の持続可能な運営を支える基盤整備	区民活動団体の成長フェーズに応じた支援
		活動場所と設備提供の拡充
		情報提供と発信支援の強化
		専門的な相談への対応
2	区民活動支援施設の利用促進と認知度向上	認知度向上に向けた情報発信
		ICTの活用による施設へのアクセス向上
3	区民活動の担い手の確保・育成	区民活動団体の立ち上げ支援
		若年層や子育て世代の参加を促進
		地域の多様な主体による交流の場の形成
		中間支援を担う団体の育成
4	政策目的の明確化と実現方法の具体化	職員の理解促進
		評価と計画的な事業推進
		地域の窓口としての特別出張所との連携

（２）今後の「連携・協働」の推進に向けて

ここまで、「区民活動支援施設が持つ中間支援機能の強化」をテーマとして、その現状と課題について検討し、行政に求める政策の方向性を提示してきました。

「地域共生社会」の実現が求められる現在、「人と人をつなぐ」あるいは「人と地域をつなぐ」ことの重要性が見直されています。区民協働の要諦は、この「つなぐ」という言葉で表すことができ、これを具現化することにより、地域の人々がそれぞれの役割を持ち、担い手として活動していくという好循環が生まれていきます。

区民活動支援施設は、こうしたつながりづくりの一端を担っており、中間支援機能の強化は、大田区における「連携・協働」を推進し、地域力の維持・向上に向けた担い手づくりに寄与します。

今後も地域の区民活動団体や町会・自治会、企業等との連携・協働のもと、持続可能なまちづくりを推進していく上で、つながりづくりの視点が不可欠です。「連携・協働」への理解と取組みが、全庁的・部局横断的に推進されることを期待します。

むすびにかえて

本報告書では、令和 5～6 年度にかけて推進会議が行った調査研究の内容と成果をとりまとめるとともに、区民活動支援施設が持つ中間支援機能の強化に向けた政策の方向性について提示を行いました。今回のアンケート調査、およびヒアリング調査を通じて、区内で活動する多くの区民活動団体が、さまざまな課題と向き合っていることをあらためて確認することができました。そうした団体に対して、区民活動支援施設（「こらぼ大森」「mics おおた」）は、限られた資源の中で、団体の課題解決に向けた取組みをすすめている現状があります。さらなる中間支援機能の強化や区民活動支援施設の充実・拡充を通じて、区民活動団体が抱える課題解決や、さらなる「連携・協働」の推進につながることを期待したいと思います。

令和 11 年度には、「区民活動支援施設大森（こらぼ大森）」がリニューアルされます。区におきましては、本調査研究の内容を踏まえ、今後の中間支援のあり方や、その機能を担う施設のあり方について、引き続き調査・研究をすすめていただくことを強く望むところです。

また、今後の縮減社会の中で、長期的な視点から区民活動を守り、地域の持続可能性を維持するために、考えられ得るさまざまな政策や施策を講じることを、あらためてお願いしたいと思います。区民が安心・安全で健やかに暮らしていくためにも、連携と協働がますます重要になってきています。推進会議としても、区と連携・協働を図り、微力ながら、その一翼を担ってこの課題に挑んでまいります。

最後に、アンケート調査、およびヒアリング調査ご協力をいただいた団体・施設の皆さまには、あらためて感謝を申し上げます。本報告書が、「連携・協働」の推進と今後の大田区の発展に寄与するものになれば幸いです。

資料編

(1) 会議の経過

① 令和5年度

回	開催日程	主な議題
1	令和5年 4月14日（金）	・ 委嘱状の交付 ・ 区長挨拶 ・ 委員の紹介 ・ 区長との懇談 ・ 会長・副会長の選出 ・ 令和5年度実施スタートアップ助成、ステップアップ助成[新規]審査員・審査スケジュールについて ・ 令和5年度大田区区民協働推進会議のスケジュールについて ・ その他
2	6月29日（木）	・ 令和5年度地域力応援基金スタートアップ助成、ステップアップ助成[新規]選考について ・ その他
3	9月4日（月）	・ 令和6年度実施事業[新規] チャレンジ助成・チャレンジプラス助成審査員・審査スケジュールについて ・ 令和6年度実施事業[継続] スタートアップ助成、ステップアップ助成、チャレンジ助成・チャレンジプラス助成の審査員・審査スケジュールについて ・ 協働取組み事例紹介について ・ その他
4	12月21日（木）	・ 令和5・6年度調査研究テーマ（案）について ・ 協働取組み事例紹介について ・ その他
5	令和6年 2月2日（金） ※書面開催	・ 令和6年度地域力応援基金チャレンジ・チャレンジプラス助成の選考について
6	3月14日（木） ※書面開催	・ 令和6年度地域力応援基金継続交付申請の選考について ・ 令和5・6年度調査研究テーマについて

② 令和6年度

回	開催日程	主な議題
1	令和6年 4月12日（金）	・ 委嘱状の交付、委員の紹介 ・ 令和6年度実施スタートアップ助成、ステップアップ助成[新規]審査員の選定及び審査スケジュールについて ・ 令和6年度大田区区民協働推進会議のスケジュール及び調査研究について ・ その他

回	開催日程	主な議題
2	6月13日（木）	- 令和6年度実施スタートアップ助成、ステップアップ助成[新規]選考について - 調査研究テーマについて - その他
3	9月12日（木）	- 令和7年度のチャレンジ・チャレンジプラス助成[新規]審査員・審査スケジュールの決定 - 令和6年度実施スタート、ステップ、チャレンジ・チャレンジプラス助成[継続]審査員・審査スケジュール決定 - 調査研究の経過報告について - その他
4	12月12日（木）	- 令和7年度実施事業[継続]審査員・審査スケジュールについて スタートアップ助成、ステップアップ助成、チャレンジ助成・チャレンジプラス助成 - 調査研究に関する経過報告 - その他
5	令和7年 2月4日（火） ※書面開催	令和7年度地域力応援基金チャレンジプラス助成の選考について
6	3月27日（木）	- 令和7年度地域力応援基金継続交付申請の選考について - 調査研究の最終確認について

③ 分科会

回	開催日程	主な議題
1	令和6年 7月24日（水）	- 区民活動支援施設アンケート調査結果の共有 - 中間支援機能を担う施設ヒアリング項目の検討
2	12月4日（水）	- 中間支援機能を担う施設視察結果の共有 - 活動報告書目次案について
3	令和7年 1月29日（水）	活動報告書 提言案について

(2) 委員名簿

No.	構成	区分	氏名	所属等
1	区民活動に熱意と 関心のある区民	一般公募	◇安武隆	食育推進団体イートライト ジャパン
2			◇中平繁	大田区羽田二丁目西町町会 理事
3	区民活動団体に所 属し現に活動して いる区民	自治会・ 町会	◎中島寿美	東六郷一丁目町会会長 六郷地区自治会連合会会長 大田区自治会連合会理事
4		青少対	和田芳明	大田区青少年対策地区委員 会会長会
5		NPO 交流会	◇濱住邦彦	大田 NPO 活動団体交流会役 員
6			◇浜洋子 ※令和 6 年度～	おおた区民活動団体連絡会 共同代表
7	区内の事業者	商業	酒井和夫	大田区商店街連合会副会長
8		事業者公募	岩井誠	日本生命保険相互会社 東京ベイエリア支社長
9			芦川裕史	第一生命保険株式会社 品川支社長
10	社会福祉協議会		中原賢一	大田区社会福祉協議会事務 局長
11	学識経験者		○牛山久仁彦	明治大学政治経済学部教授 日本協働政策学会事務局長
12	区職員		山本智彬 ※～令和 5 年度	馬込特別出張所長
			栢沼勝 ※令和 6 年度～	糀谷特別出張所長

◎会長、○副会長、◇中間支援機能等分科会委員

(3) アンケート調査票

アンケート調査へのご協力をお願い ～大田区における「区民活動支援施設」について～

区民活動団体の皆さまには、区民協働事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本調査は、大田区内で公益的な活動を行っている団体の皆さまを対象に、「区民活動支援施設」の利用状況等をお聞きするものです。「区民活動支援施設」とは、区民活動団体への情報提供、相談、助言を行うとともに、区民および団体間の交流の促進と活動場所の提供をおこなっている施設で、大田区には「こらぼ大森」と「mics おおた」があります。これらの施設は、区民活動団体の活動をに対する「中間支援」の大きな役割を担っています。

今後の大田区の区民活動支援施設が発展し、地域力を高めていくためにも、今後の区民活動支援施設にどのような機能が必要かなどを検討するため、本アンケート調査実施します。

ご回答いただきました内容は、プライバシーの保護を徹底するとともに、区民活動支援及びそれに関連した研究目的以外に利用することはございません。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 6 年 5 月

《アンケートのご回答にあたって》

- 1 所要時間は約 15 分程度となっております。
- 2 貴団体の代表者様、ないしは貴団体の事務局長様にご回答ください。
- 3 回答にあたっては、オーちゃんネットのメールマガジン 349 号でお知らせしたアンケート番号を入力いただき、ご回答をお願いいたします。
- 4 ご回答いただく際は、氏名・住所等の個人情報を入力しないようお願いいたします。
- 5 ご回答期限は令和 6 年 6 月 5 日（水）となります。

その他、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

大田区 地域力推進部

地域力推進課 区民協働担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区役所本庁舎 6 階南側

TEL : 03-5744-1204

FAX : 03-5744-1518

Q1 オーちゃんネットのメールマガジン 349 号でお知らせした「アンケート調査へのご協力をお願い：大田区における『区民活動支援施設』について」に記載されているアンケート番号をご入力ください（半角英数）。

Q2 本調査は、大田区内で公益的な活動を行っている団体の代表者様、ないしは事務局長様が対象です。あなたはそれに該当しますか。

1. 該当する
2. 該当しない

1. 貴団体の概要について

貴団体の基本情報についてお伺いします。

Q3 貴団体名を教えてください。

Q4 貴団体の区分を教えてください。

1. 認定 NPO 法人・NPO 法人
2. 任意団体
3. 一般社団法人
4. 一般財団法人
5. 公益社団法人
6. 公益財団法人
7. その他

Q5 貴団体の会員数について教えてください（令和 6 年 4 月 1 日時点）。なお、サービスを享受する側や、イベント等に参加するだけの人は除きます。

1. 10 人未満
2. 10 人以上～30 人未満
3. 30 人以上～50 人未満
4. 50 人以上～100 人未満
5. 100 人以上

Q6 貴団体が最も力を入れている活動分野を教えてください。

1. 福祉
2. 健康・医療
3. くらし・環境
4. こども・若者
5. 学び
6. 文化・芸術
7. スポーツ・レクリエーション
8. まちづくり・観光
9. 多文化共生・国際交流
10. ものづくり
11. 自治会・町会
12. 活動サポート
13. 防犯・防災
14. その他

Q7 貴団体の活動年数を教えてください（令和6年4月1日時点）。

1. 3年未満
2. 3年以上～5年未満
3. 5年以上～10年未満
4. 10年以上～20年未満
5. 20年以上

Q8 下記の図表を参考に、貴団体の主な活動地域を教えてください。

1. 大森地域
2. 調布地域
3. 蒲田地域
4. 大田区外



大森地域	
大森東地区	大森中1～3丁目の一部、大森東4～5丁目、大森南1～2丁目の一部、大森南3～5丁目
大森西地区	大森中1～3丁目の一部、大森西1～7丁目、大森東1～3丁目、大森本町1丁目の一部、大森本町2丁目、ふるさと浜辺公園、平和の森公園
入新井地区	大森北1～6丁目、大森本町1丁目の一部、京浜島1～3丁目、山王1～2丁目、城南島1～7丁目、昭和島1～2丁目、東海1～6丁目、平和島1～6丁目
馬込地区	北馬込1～2丁目、中馬込1～3丁目、西馬込1～2丁目、東馬込1～2丁目、南馬込1～5丁目、南馬込6丁目の一部
池上地区	池上1～2・4～8丁目、池上3丁目の一部、中央5～8丁目、南馬込6丁目の一部
新井宿地区	山王3～4丁目、中央1～4丁目

調布地域	
領町地区	北嶺町の一部、田園調布本町、田園調布南、西嶺町、東嶺町、南雪谷2・4丁目の一部
田園調布地区	田園調布1～5丁目、雪谷大塚町の一部
鶴の木地区	鶴の木1～3丁目、千鳥1～3丁目の一部、南久が原1～2丁目
久が原地区	池上3丁目の一部、北嶺町の一部、久が原1～6丁目、千鳥1丁目的一部分、仲池上1～2丁目的一部分、東雪谷5丁目的一部分、南雪谷5丁目的一部分
雪谷地区	石川町2丁目的一部分、上池台1丁目的一部分、上池台2～5丁目、北嶺町的一部分、仲池上1～2丁目的一部分、東雪谷1～4丁目、東雪谷5丁目的一部分、南千鳥1～3丁目的一部分、南雪谷1・3丁目、南雪谷2・4～5丁目的一部分、雪谷大塚町的一部分
千束地区	石川町1丁目、石川町2丁目的一部分、上池台1丁目的一部分、北千鳥1～3丁目、南千鳥1～3丁目的一部分

蒲田地域	
糺谷地区	大森南1～2丁目の一部、北糺谷1～2丁目、西糺谷1丁目の一部、西糺谷2～4丁目、東糺谷1～6丁目
羽田地区	萩中1～3丁目、羽田1～6丁目、羽田旭町、羽田空港1～3丁目、本羽田1～3丁目
六郷地区	仲六郷1～4丁目、西六郷1～4丁目、東六郷1～3丁目、南蒲田2丁目的一部分、南六郷1～3丁目
矢口地区	下丸子1～4丁目、千鳥1～3丁目的一部分、矢口1～3丁目
蒲田西地区	新蒲田1～3丁目、多摩川1～2丁目、西蒲田1～8丁目、東矢口1～3丁目
蒲田東地区	蒲田1～5丁目、蒲田本町1～2丁目、西糺谷1丁目的一部分、東蒲田1～2丁目、南蒲田1・3丁目、南蒲田2丁目的一部分

2. 「中間支援」について

「中間支援」についての認識についてお伺いします。大田区には、「中間支援」を担う施設として、区民活動支援施設「こらぼ大森」と「mics おおた」があります。

Q9 「中間支援」という言葉を知っていますか。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容は分からない
3. 知らない

Q10 「中間支援」として提供すべき資源は、どのようなものだと思いますか（複数回答可）。

1. ノウハウ（団体のマネジメントや専門知識等）
2. 情報（助成金や利用可能な支援サービスの情報等）
3. 施設・設備（活動に必要な場所や機材等）
4. 人材（専門家の派遣等）
5. 資金（助成金や補助金等）
6. わからない

Q11 「中間支援」を担う施設には、どのようなサービスを期待しますか（複数回答可）。

1. 活動場所の提供
2. 資金・財政的な支援
3. 団体の立ち上げに対する支援
4. 団体運営や活動に対する相談
5. 団体に関する情報の提供
6. 団体の情報発信に対する支援
7. 団体のノウハウ習得への支援
8. 他団体との交流の場の提供
9. 連携・協働先のマッチング（紹介）支援
10. わからない
11. その他

3—1. 大田区の区民活動支援施設「こらぼ大森」について①

区民活動支援施設「こらぼ大森」の利用状況等についてお伺いします。

Q12 「こらぼ大森」を知っていますか。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容は分からない
3. 知らない

Q13 「こらぼ大森」を利用したことがありますか。

1. 利用したことがある（現在も利用している）
2. 利用したことがある（現在は利用していない）
3. 利用したことはない

3—2. 大田区の区民活動支援施設「こらぼ大森」について②

「こらぼ大森」を「利用したことがある（現在は利用していない）」と回答した方にお伺いします。

Q14 「こらぼ大森」を利用しなくなった理由について教えてください（複数選択可）。

1. 会議室がいつも埋まっているため
2. 会議室の広さが必要としている大きさではなかったため
3. コピー機等の施設備品に満足できなかったため
4. 施設が活動拠点から遠いため
5. 団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能に満足できなかったため
6. 団体運営や活動支援の相談機能に満足できなかったため
7. 区民活動団体などの情報提供に関する機能に満足できなかったため
8. 団体のイベントなど発信機能に満足できなかったため
9. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能に満足できなかったため
10. 他団体との交流の場の提供機能に満足できなかったため
11. 連携協働先のマッチング（紹介）機能に満足できなかったため
12. 団体の活動休止・解散したことで利用しなくなったため
13. その他

3-3. 大田区の区民活動支援施設「こらぼ大森」について③

「こらぼ大森」を「利用したことはない」と回答した方にお伺いします。

Q15 「こらぼ大森」を利用したことがない理由について教えてください(複数選択可)。

1. 会議室がいつも埋まっているため
2. 会議室の広さが必要としている大きさではなかったため
3. コピー機等の施設備品に満足できなかったため
4. 施設が活動拠点から遠いため
5. 相談したいと思うことがないため
6. どのような支援を受けられるのか知らないため
7. その他

3-4. 大田区の区民活動支援施設「こらぼ大森」について④

引き続き、「こらぼ大森」の利用状況等についてお伺いします。

Q16 「こらぼ大森」の現状の機能に満足していますか(していましたか)。

1. 満足
2. やや満足
3. どちらともいえない
4. やや不満
5. 不満

Q17 その理由を教えてください(任意)。

Q18 よく利用している(していた)「こらぼ大森」の機能を教えてください(複数選択可)。

1. 会議室の提供
2. 印刷・コピー機等の施設使用備品の提供
3. 団体やNPO法人を立ち上げるための相談機能
4. 団体運営や活動の相談機能
5. 区民活動団体などの情報提供に関する機能
6. 団体のイベントなど発信機能
7. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能
8. 他団体との交流の場の提供機能
9. 連携協働先のマッチング(紹介)機能
10. その他

Q19 今後、充実させてほしい「こらぼ大森」の機能を教えてください（複数選択可）。

1. 会議室の提供
2. 印刷・コピー機等の施設使用備品の提供
3. 団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能
4. 団体運営や活動の相談機能
5. 区民活動団体などの情報提供に関する機能
6. 団体のイベントなど発信機能
7. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能
8. 他団体との交流の場の提供機能
9. 連携協働先のマッチング（紹介）機能
10. その他

Q20 前問で選んだ機能のうち、最も充実してほしいものを1つ教えてください。

1. 会議室の提供
2. 印刷・コピー機等の施設使用備品の提供
3. 団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能
4. 団体運営や活動の相談機能
5. 区民活動団体などの情報提供に関する機能
6. 団体のイベントなど発信機能
7. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能
8. 他団体との交流の場の提供機能
9. 連携協働先のマッチング（紹介）機能
10. その他

4-1. 大田区の区民活動支援施設「mics おおた」について①

続いて、「mics おおた」の利用状況等についてお伺いします。

Q21 「mics おおた」を知っていますか。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが内容は分からない
3. 知らない

Q22 「mics おおた」を利用したことがありますか。

1. 利用したことがある（現在も利用している）
2. 利用したことがある（現在は利用していない）
3. 利用したことはない

4-2. 大田区の区民活動支援施設「mics おおた」について②

「mics おおた」を「利用したことがある（現在は利用していない）」と回答した方にお伺いします。

Q23 「mics おおた」を利用しなくなった理由について教えてください(複数選択可)。

1. 会議室がいつも埋まっているため
2. 会議室の広さが必要としている大きさではなかったため
3. コピー機等の施設備品に満足できなかったため
4. 施設が活動拠点から遠いため
5. 団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能に満足できなかったため
6. 団体運営や活動支援の相談機能に満足できなかったため
7. 区民活動団体などの情報提供に関する機能に満足できなかったため
8. 団体のイベントなど発信機能に満足できなかったため
9. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能に満足できなかったため
10. 他団体との交流の場の提供機能に満足できなかったため
11. 連携協働先のマッチング（紹介）機能に満足できなかったため
12. 団体の活動休止・解散したことで利用しなくなったため
13. その他

4-3. 大田区の区民活動支援施設「mics おおた」について③

「mics おおた」を「利用したことはない」と回答した方にお伺いします。

Q24 「mics おおた」を利用していない理由について教えてください（複数選択可）。

1. 会議室がいつも埋まっているため
2. 会議室の広さが必要としている大きさではなかったため
3. コピー機等の施設備品に満足できなかったため
4. 施設が活動拠点から遠いため
5. 相談したいと思うことがないため
6. どのような支援を受けられるのか知らないため
7. その他

4-4. 大田区の「区民活動支援施設 mics おおた」について④

引き続き、「mics おおた」の利用状況等についてお伺いします。

Q25 「mics おおた」の現状の機能に満足していますか（していましたか）。

1. 満足
2. やや満足
3. どちらともいえない
4. やや不満
5. 不満

Q26 その理由を教えてください（任意）。

Q27 よく利用している（していた）「mics おおた」の機能を教えてください（複数選択可）。

1. 会議室の提供
2. 印刷・コピー機等の施設使用備品の提供
3. 団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能
4. 団体運営や活動の相談機能
5. 区民活動団体などの情報提供に関する機能
6. 団体のイベントなど発信機能
7. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能
8. 他団体との交流の場の提供機能
9. 連携協働先のマッチング（紹介）機能
10. その他

Q28 今後、充実させてほしい「mics おおた」の機能を教えてください（複数選択可）。

1. 会議室の提供
2. 印刷・コピー機等の施設使用備品の提供
3. 団体や NPO 法人を立ち上げるための相談機能
4. 団体運営や活動の相談機能
5. 区民活動団体などの情報提供に関する機能
6. 団体のイベントなど発信機能
7. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能
8. 他団体との交流の場の提供機能
9. 連携協働先のマッチング（紹介）機能
10. その他

Q29 前問で選んだ機能のうち、最も充実してほしいものを1つ教えてください。

1. 会議室の提供
2. 印刷・コピー機等の施設使用備品の提供
3. 団体やNPO法人を立ち上げるための相談機能
4. 団体運営や活動の相談機能
5. 区民活動団体などの情報提供に関する機能
6. 団体のイベントなど発信機能
7. 団体のスキルアップとなる講座や勉強会などの活動支援機能
8. 他団体との交流の場の提供機能
9. 連携協働先のマッチング（紹介）機能
10. その他

5. 今後の区民活動支援施設「こらぼ大森」「mics おおた」のあり方について

今後の「こらぼ大森」「mics おおた」のあり方についてお伺いします。

Q30 今後、区民活動支援施設を利用したいと思いますか。

1. 利用したい
2. 利用したくない
3. わからない

Q31 その理由について教えてください。

Q32 今後、区民活動支援施設にどのような機会や場の提供をさらに充実させてほしいと思いますか（複数選択可）。

1. 若年層の世代との交流の場
2. 同じ活動分野の団体同士の交流の場
3. 異なる活動分野の団体同士の交流の場
4. 活動の周知・啓発の場
5. 事業実施の場
6. 行政との交流の場
7. 地域住民との交流の場
8. 事業者との交流の場
9. 特にない
10. その他

Q33 前問で選んだ機会や場の提供のうち、最も充実させてほしいものを1つ教えてください。

1. 若年層の世代との交流の場
2. 同じ活動分野の団体同士の交流の場
3. 異なる活動分野の団体同士の交流の場
4. 活動の周知・啓発の場
5. 事業実施の場
6. 行政との交流の場
7. 地域住民との交流の場
8. 事業者との交流の場
9. 特にない
10. その他

Q34 区民活動を行う上で、区民活動支援施設にはどのような相談をしたいと思いますか（複数選択可）。

1. 助成金の申請に関する相談について
2. 活動資金の調達について
3. 他団体との交流について
4. 若年層の活動者の取り込みについて
5. 行政との関わりについて
6. 活動の情報発信・啓発について
7. 活動する拠点や場について
8. 地域住民への理解について
9. 法令等の相談について
10. 団体の会計事務について
11. 活動に関連する ICT 化やオンライン化について
12. 団体の設立方法について
13. 活動の開始方法について
14. 相談先や連携・協働先について（マッチング）
15. 特に相談したいことはない
16. その他

Q35 前問で選んだ相談のうち、最も相談したいものを1つ教えてください。

1. 助成金の申請に関する相談について
2. 活動資金の調達について
3. 他団体との交流について
4. 若年層の活動者の取り込みについて
5. 行政との関わりについて
6. 活動の情報発信・啓発について
7. 活動する拠点や場について
8. 地域住民への理解について
9. 法令等の相談について
10. 団体の会計事務について
11. 活動に関連する ICT 化やオンライン化について
12. 団体の設立方法について
13. 活動の開始方法について
14. 相談先や連携・協働先について（マッチング）
15. 特に相談したいことはない
16. その他

6. その他

Q36 今までお伺いしたことの他に、区民活動支援や中間支援、連携・協働についてご意見・ご感想などがありましたら、お聞かせください。

令和5・6年度 大田区区民協働推進会議 活動報告

発行 令和7年3月 大田区 地域力推進部 地域力推進課 区民協働・生涯学習担当
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
TEL:5744-1204 FAX:5744-1518

地域産業委員会 令和7年6月23・24日
地域未来創造部 資料2番
所管 地域力推進課

令和7年度 姉妹都市・友好都市等との国際交流について

海外の姉妹都市・友好都市等との交流を実施し、異文化理解・多文化共生の意識を啓発する。

1 友好都市「中国北京市朝陽区」副区長等の表敬訪問の受け入れ

- (1) 訪 問 者 朝陽区副区長以下、人民政府5人
- (2) 訪問予定日 7月1日(火) 11:30～12:00 区長応接室
- (3) 次 第 大田区・朝陽区代表あいさつ、意見交換、記念品交換等

2 姉妹都市「アメリカ合衆国マサチューセッツ州セーラム市」市民訪問団の受け入れ

- (1) 訪問団員 17人
- (2) 主 催 大田セーラムクラブ
- (3) 主な行程 7月4日(金) から15日(火) まで

日 程	予 定
7月4日(金)	・区長及び区議会表敬訪問 ・歓迎会(池上会館)
7月8日(火)	・和の文化体験 ・区民交流会(Minto Ota)
7月9日(水)	・都内見学 ・新井宿地区交流会(山王会館等を予定)
7月10日(木)	・郷土博物館見学 ・大森東小学校訪問
7月11日(金)	・羽田中学校訪問 ・産業施設見学(テクノWING) ・ホームステイ
7月15日(火)	・さよならパーティー(池上会館)

地域産業委員会	
令和7年6月23・24日	
産業経済部	資料1番
所管	産業振興課

令和7年度「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援」 事前申請受付開始について

1 目的

区内在住・在勤で奨学金の返済を抱えている就業者を支援することにより、区内中小企業の採用力強化につなげ、併せて、若年層の経済的負担を軽減することで、将来不安の低減、消費意欲の喚起などにより、地域全体の経済成長につなげていく。

2 事業概要

令和7年4月1日以降に新たに区内中小製造業・運輸業・建設業に就職し、区内在住で奨学金を返還している方（40歳未満）に対して、前年度に返還した奨学金の半額（上限10万円/年）を最長5年間分（60か月分）助成する。

3 支援対象者：以下の要件をすべて満たす方が支援対象

- （1）事前申請日の属する年度の3月31日時点において、年齢が40歳未満であること。
- （2）大田区の住民基本台帳に登録されていること。
- （3）対象企業（事業所）（4 対象企業（事業所）を参照）に正社員として就業する予定である、または就業していること。

4 対象企業（事業所）：以下の要件に当てはまる企業に就職した方が支援対象

- （1）中小企業基本法に定める中小企業者であること。
（資本金3億円以下または従業員数300名以下の法人。個人事業主は対象外。）
- （2）主な事業内容が、製造業・運輸業・建設業であること。
- （3）申請者の就業場所が、大田区内の本社または事業所等であること。

5 事前申請について

6月25日（水）より事前申請の受付を開始する。

区のホームページにアクセスして所定のフォームに必要事項を入力し、添付資料をアップロードして申請する。

事前申請を経て認定された方は、翌年度（令和8年度）の4月から6月の交付申請期間に前年度（令和7年度）の奨学金返還額等を申告することで、支援金を受け取ることができる。

6 広報について

区のホームページやSNS、WEB広告、チラシ、デジタルサイネージなどによって、求職者と企業の双方に広く周知する。WEB広告は、対象となるターゲットを設定し、バナー広告など表示させるターゲティング広告を行う。

産業団体、学校、奨学金団体、行政機関等に対しては、（公財）大田区産業振興協会とも連携し、丁寧かつ効果的に周知する。

< 求職者・就業者の方 >

令和7年度より
申請受付開始

大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援

大田区内の企業で働く人を応援!!

区内の中小製造業・運輸業・建設業に
新たに就職した方に対して

(令和7年4月1日以降に入社した方)



©大田区

奨学金返還額の半額

(上限10万円/年) を

最長5年間分(60か月分)50万円まで
支援します!

(支援金の交付は、令和8年4月以降となります。)

以下のすべての要件を満たす方が対象になります
詳細については、公募要領等を必ずご確認ください



支援を受けることができる方

事前申請時点及び交付申請時点で

- 継続して大田区に居住している方
- 事前申請時に属する年度の3月31日時点で40歳未満の方
- 令和7年4月1日以降に、新たに対象企業(事業所)*1に正社員として採用され、継続して就業している方
- 対象奨学金*2を返還している(または返還予定)の方

*1 対象企業(事業所)とは

- 中小企業基本法に定める中小企業者(資本金3億円以下、または従業員数300名以下の法人。個人事業主は対象外)
- 主な事業内容が、製造業・運輸業・建設業のいずれか
- 就業場所が、大田区内に所在する本社または事業所等であること

支援金を受けようとする方の手続き

令和7年度

オンライン事前申請

【事前申請】

入社前または入社日から3か月以内に必ず申請
(令和7年4月1日以降に入社された方が対象)

*ただし、令和7年4～12月に入社された方は、令和8年3月31日まで申請可。

事前認定された方

<申請書類> ■大田区奨学金返還支援対象者事前認定申請書
■住民票の写し
■就業または就業予定であることが確認できる書類の写し
■奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し
■就業先の履歴事項全部証明書の写し
(法務局の窓口やオンラインで申請・取得可能)

令和8年度以降

毎年4～6月
現況報告及び交付申請

【現況報告】 就業状況に変更がないか等の報告

【交付申請】 支援金を受けるための申請

<申請書類> ■大田区奨学金返還支援現況報告書兼交付申請書
■住民票の写し *氏名・住所の変更があった場合のみ
■在籍証明書
■前年度に返還した奨学金の額がわかる書類の写し

交付決定

交付対象期間

①②③が重複する期間が、支援金の対象期間(1か月単位)になります。

①大田区在住 ②対象企業(事業所)*¹に就業 ③奨学金返還

交付金額

前年度の上記①②③が重複する期間(1か月単位)において、**奨学金を返還した額の半額**を支援します。(1年間の上限10万円まで。1,000円未満は切り捨て)

*² 対象奨学金

・独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
・交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、その他、地方公共団体や学校が貸与するもの

大田区産業経済部 産業振興課 (調整・工業担当)

[お問い合わせはこちら]

[電話] 03-5744-1376

[住所] 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO

[受付時間] 平日 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始休み)



「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援」を
貴社の採用活動にご活用ください！

令和7年4月1日以降に新たに正社員として就職した方に対して

奨学金返還額の半額(上限10万円/年)を
最長5年間分(60か月分)50万円まで
支援します！

就業者の方が区に申請して、直接本人に交付されます
(支援金の交付は、令和8年4月以降となります。)

貴社が以下のすべての要件を満たす場合、
当制度が利用できることを求職者の方にアピールできます！



***1 対象企業(事業所)とは**

☒ 中小企業基本法に定める中小企業者

・資本金3億円以下または従業員数300名以下の法人。個人事業主は対象外。

☒ 主な事業内容が、製造業・運輸業・建設業のいずれか

・事業売上の50%程度以上が、該当する業種であること。

☒ 申請者が大田区内の本社または事業所等に就業

・大田区内の事業所等に就業する方のみ、支援金交付の対象となります。

詳細については、公募要領等をご確認ください



「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援」 概要

企業様には特段のご負担はありませんので、積極的に採用活動にご利用ください

また、5年にわたり支援をしますので、就業者の定着にも寄与することが期待できます

支援を受けることができる方

事前申請時点及び交付申請時点において

- 大田区に継続して居住している方
- 事前申請日の属する年度の3月31日時点で40歳未満の方
- 令和7年4月1日以降に、新たに正社員として対象企業(事業所)*1に採用され、継続して就業している方
- 対象となる奨学金を返還している(または返還予定)の方

交付対象期間

①②③が重複する期間が、支援金の交付対象期間(1か月単位)です。

①大田区在住 ②対象企業(事業所)*1に就業 ③奨学金を返還

交付金額

前年度の上記①②③が重複する期間(1か月単位)において、**奨学金を返還した額の半額**を支援します。

(1年間の上限10万円まで。1,000円未満は切り捨て)

交付スケジュール

令和7年度

〔1〕 事前申請*2

入社が決まったら
事前申請を行い、認定を受ける

令和8年度以降

〔2〕 現況報告及び交付申請

事前認定された方は
毎年4～6月に報告・申請

*2 事前申請 ができる期間

入社前～入社日から3か月以内まで

***ただし、令和7年4～12月に入社された方は、令和8年3月31日まで申請可。**

交付を受けるには、必ず事前申請・認定が必要です。入社される方(入社された方)に交付対象の方がいる企業様は、ぜひ対象者の方にお声がけください。

ご協力をお願い

事前申請時・交付申請時に、就業先企業からの「在籍証明書」等の提出が必要になりますので、ご配慮のほど、よろしくお願いいたします。

大田区産業経済部 産業振興課 (調整・工業担当)

[お問い合わせはこちら]

[電話] 03-5744-1376

[住所] 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO

[受付時間] 平日 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始休み)

